

---

平成22年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第5日）

平成22年3月4日（木曜日）

---

議事日程（第5号）

平成22年3月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（22名）

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大面一三	21番 井 尻 治
22番 小中 昭		

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長補佐	森 雅克
主 任	西田紀子	主 任	安木裕一郎

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	牧 野 修	総合政策担当部長 兼総合政策所長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市 民 部 長	西 村 良 平	福 祉 部 長 兼福祉事務所長	永 塚 則 昭
農林商工部長	神 田 衛	土木建築部長	山 内 明

上下水道部長	井上修男	教育次長	東野裕和
会計管理者	小寺貞明	八木支所長	川勝芳憲
日吉支所長	榎本泰文	美山支所長	小島和幸

---

## 午前10時00分開議

**○議長（井尻 治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより3月定例議会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

市長より、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定した事項の専決処分の報告がまいっており、写しをお手元に配布しておきましたので、お調べおきをいたします。

以上で、報告を終わります。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（井尻 治君）** これよりに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。通告により順次発言を許します。

まず、18番、仲絹枝議員の発言を許します。

仲議員。

**○議員（18番 仲 絹枝君）** あらためまして、皆さん、おはようございます。議席番号18番、日本共産党市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき質問いたします。去る2月24日に、市長より予算に対しての五つの重点施策が示されました。そのうち、安心して子育てできるまちを目指す取り組みとして、21年4月に施行された南丹市子育て支援条例を施行あるものにと、ファミリーサポート事業、子育てすこやかセンター事業、放課後児童健全育成事業などの事業説明がございました。本条例の第8条には、市は保育サービスや子育て支援にかかわる各サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の支援活動の活性化やネットワークを推進する施策を実施するものとするがございます。核家族化が進み、共働き家庭が増える中で、この条例の目的にある、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るためにも、保育所の拡充が求められていると考えます。昨年6月から7月にかけて行った南丹市次世代育成支援行動計画の見直しのためのニーズ調査の結果をしてみると、今後、利用したい、あるいは不足していると思う保育サービスについての回答に、一時預かりと病児・病後児保育があげられております。保育に対するニーズが多様化する中で、病児・病後児保育を取り入れる時期にきていると思っておりますが、いかがですか。京都

府下では京都市、宇治市、長岡京市、亀岡市が病児・病後児保育を行っております。また木津川市、精華町、福知山市、京田辺市、綾部市、城陽市が病後児保育を実施しております。実施の方法は、病後児保育室を子育て支援センター内や公立病院に設けたり、民間病院に委託したりしているようです。本市で病児・病後児保育を実施する考えや計画があるかを伺います。

次に、保育所問題の二つ目の質問です。

厚生労働省は、4月から認可保育所の定員を超えて子どもを受け入れられる上限を撤廃することを各都道府県に通知したということです。保育所の定員を超えた受け入れは待機児童の解消という名目で、1999年に年度当初は定員の115%、年度途中からは125%までの範囲内での子どもの詰め込みを認めてきました。2001年からは毎年10月以降の無制限の受け入れも認めていますが、今回の通知で、先ほど申し上げた115%、125%という上限が取り払われることとなります。子どもの詰め込みは施設内での事故につながったり、保育そのものの質が低下しないか心配されるところです。本市でも年々保育所入所希望が増えている中で、保育サービスを低下させないよう、保育所の整備充実が求められていると思います。今後の保育所のあり方を伺います。

次に、学校給食について伺います。

私はこの4年間、市内のすべての中学校で給食を実施するよう、子育て世代の皆さんの声を紹介しながら質問してきました。残念ながら実施に向けての前向きな答弁はいただけなかったわけですが、今でも中学校給食に対して強い要望があることだけは、先に申し上げておきたいと思います。そこで、現在行われている学校給食について伺います。民営化の話があるようですが、うわさ程度のものなのか、そのような話は全くないのか、実態を伺います。

子育て支援策に関して最後の質問です。

すこやか子育て医療助成制度について質問します。制度上、償還払いはとても使いにくく、窓口無料化を望む声がございます。この制度は平成台の宅地分譲チラシにも掲載するなど、南丹市の主要な子育て支援策として位置づけているようです。住民にとって利用しやすいものにするべきと考えますが、ご所見を伺います。

続いて、障害者福祉について質問します。

一つ目に、南丹市子育て発達支援センターについてお尋ねします。

発達支援相談事業、児童デイサービス、日中一時預かり事業がはじまってから、間もなく1年になります。まず、センターの現状や問題点、課題を伺います。1施設内で市直営、社会福祉協議会委託、NPO法人委託と、3事業をばらばらに行ってきたことは無理があったのではないのでしょうか。3事業の中で、NPO法人に委託した日中一時預かり事業の委託契約期間は、本年3月までとなっていますが、4月以降の本事業に対する方針と、発達支援センターの今後のあり方について伺います。

二つ目に、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりのために、今後、市が行お

うとしている障害者福祉施策について伺います。

住民団体から昨年12月に要望書が出されているとお聞きしています。その中身はグループホーム、まだまだ足りません。親亡きあとを考えるととても不安です。障がい種別やニーズにあったグループホームができやすいよう側面的な援助をしてくださいなど、8項目にわたっての要望書になっています。一つひとつがとても切実な中身です。市内には遊休施設があると思いますが、グループホームやケアホームなどに有効活用するという考えはありませんか、市長のご所見を伺います。

最後に、国民健康保険について質問します。私も日本共産党市会議員団には国保税が高すぎて払えない。何とかしてほしいといった声が多く寄せられております。国保は低所得者が多く加入している医療保険制度で、国の手厚い援助があって成り立つものだと考えます。ところが、国は1984年の国保法の改悪で、国庫負担率を引き下げるなど、国の責任を後退させてきました。市町村国保への国庫支出金が減らされる一方で、住民の保険税は引き上げられ、保険税を払いたくても払えない状況になってきています。住民の暮らしが大変なときに国保税の引き下げを行う必要があると思いますが、いかがですか。本市の国保税の徴収状況、滞納者への対応を伺い、1回目質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。それでは仲議員のご質問にお答えいたします。まず、保育所問題につきましてご質問をいただきました。

議員ご質問の中でもおっしゃってございましたとおり、今、大変な経済状況、また社会構造の大きな変革の中で、保育に対する市民の皆様方のニーズっていうのは大変大きくなっております。入所希望者も増えておりますし、また様々な多角的、また高度なサービスに対するご要望もたくさん聞かしていただいております。また、こういった中で、私もそのような市民の皆様方のニーズ、これにお応えするべく取り組んできたところでございます。まずは早朝保育、延長保育、一時保育等の特別保育事業。また障害児保育、こういうようなことにも取り組んできたところでございますけれども、今、ご質問の中にごございました病児・病後児保育、この問題につきましても私も検討をいたしておるところでございます。これはご承知のように、設置基準におきましても看護師さん、保育士さんの配置っていうのは当然、必要になってくるわけでございますし、とりわけ医療関係との連携っていうことが大切なわけでございます。今日までも医療機関との連携を行って、協議も行ってきておるわけでございますけれども、なかなか厳しい状況もあるわけでございます。と申しますのは、やはり私も市立の保育所、この運営につきましては責任を持って、とりわけ大切なお子さんを育てなければならない、保育をしなければならないという責任がございます。やはりそういった中で、人的な面、また施設的な面におきましても、責任を持った体制を確立する中で行っていかなければなりません。ご質問の中にごございましたように、大変入所者数の定員、これを外してやって

いけるのかというご質問もございましたが、私はやはり、それぞれの現場におきまして、責任ある体制がきちっととれる。基準にあったような形の保育を進める。このことがまず基本になってくると思います。もちろんこういったニーズの中で、今、待機児等々問題も全国各地で発生するような状況はあるわけがございますので、やはりこの面につきましても、こういった体制をさらに整えていかなければならない、こういった思いで取り組んでおるわけがございますけれども、病児・病後児保育につきましても、現在、すぐに実施できるというふうな体制には構築できないというのが現状でございます。もちろんそういったニーズがあるということは承知いたしておりますので、今後、次世代支援後期計画、このことを立てております。この中で対応できるような形を、検討をさらに進めていきたい、このように考えておるところでございます。また、保育所全体の問題につきましても様々な形態があります。また、こういった中で、大変広域なエリアを有する南丹市域でございます。それぞれの保育所の機能があるわけがございますけれども、市域全体においてどのような形がとれるのか、こういった点についても様々な検討をいたしておるところでございますし、より保育ニーズにあったような形の形成を進めていきたいというふうに考えておりますので、皆様方のご意見や、また、ご要望を賜りながら、着実な推進を進めていきたいと、このような決意をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、すこやか子育て医療費助成事業でございます。

これも子育ての推進のために、まさに南丹市が誇れる制度だというようなことでございまして、南丹市独自として京都府で行われております京都子育て医療助成制度に上乘せを行う中で、実施をいたしておるところでございますけれども、好評を賜っておるといふふうに考えております。ただ、償還払いじゃなくって現物給付という形でやれば便利じゃないかと。便利にこしたことはないわけでございますが、一面において、やはり市が独自にとっておる制度だということで、この制度の趣旨をご理解いただく、こういった面もございまして。もう一方では、やはり市役所内部だけではなくて医療機関の事務的な問題、経費の問題、またシステム改修等の問題、これも検討はいたしておるわけでございますけれども、なかなか様々な課題がございまして、一挙に解決できるような体制でもございませぬ。やはり現在のところ、今までどおりの償還払いを行う方法によって継続して実施していきたい、このように考えております。また、これは国の制度等との関連もございまして、それぞれその対応に合わせて検討を進めていかなければならない課題だといふふうに認識をいたしております。

次に、障害者の皆様方の福祉の問題につきましてもご質問がございました。

発達支援センター、開設して間もなく1年を迎えるわけでございます。昨年らいより3事業を着実に進めていくこととして、並行してセンターとしての将来的な安定、そして運営体制についても方向性をさぐってきたところがございますし、また、この間、現場の声や、また利用者の声、聞かしていく中で、それぞれの3事業を推進してきたとこ

ろでございます。療育事業、日中一時預かり事業、相談事業、それぞれの体制の中で事業を進めていただいております。こういった中で、利用者からも一定の評価を得ておるところでございます。22年度、作業療法士の相談体制のさらなる充実を図る。こういったことも含めまして、継続した事業内容として充実、発展を目指していきたいとこのように考えております。市としては、はじめてのセンターでございます。それぞれご意見もございますし、またご要望のほうもいろいろとお聞かせいただいております。そういったお声を大切にしながら、この充実を図っていくことが私どもにとって責務であるというふうに考えておるところでございます。これにつきましても、1年のこの経過を十分に踏まえながら、今後の体制を、さらなる強化を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

そのほか、障害者の皆様方の生活支援事業の内容、こういったこと、それぞれのご要望もあるわけでございますけれども、特に日中一時支援事業につきましては、昨年度と同様の形の中で実施をしていきたいというふうに考えております。21年度の契約事業所は6事業でございました。2月末の現在で107名の方が利用を決定いたしておりますし、現状のサービスを確保するという中でも、引き続きお願いをいたしたいというふうに考えております。今、ご質問の中にごございました、市の施設を有効活用してはどうか。遊休施設でございますけれども、私どももそのような形の中でご利用いただけるならば、協議をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、これも先ほど保育の中でも申しましたように、やはり基準に基づいた責任ある対応をしていく中で、この利用をやっていただければというふうに思っておりますし、私どももそういった体制の中で努力をしていきたいというふうに考えております。そういった中で、それぞれ障害者福祉計画、私ども市としても、その計画及び障害福祉計画を作成いたしておるところでございますので、こういった中で、ニーズに応じたサービスが提供できるように努力をいたしていきたいというふうに考えておりますし、相談体制につきましても専門相談員の配置の継続、また本庁、支所におきましても連携を強める中で、皆様方のご希望に沿った形のことを実施できるよう、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

国民健康保険の問題につきまして、ご質問をいただきました。

大変厳しい経済状況の中で、この保険税の問題は、大きなものがあるというふうに考えております。ただ、この法制度の中で南丹市国民健康保険というのを運営いたしておるわけでございますけれども、保険給付費のほうは過去3年間でほぼ横ばいの状況にあるものの、保険税の収入額っていうのは減少傾向にあります。平成20年から比べまして、21年度は約5,000万円の減収というふうになる見込みでございます。国保財政っていうのは大変厳しい状況にあるわけでございます。平成20年度に税率を改正いたしましたけれども、22年度予算では基金を取り崩す中で、税率は据え置く方向で検討をいたしたところでございます。また、国保の運営基金、非常時のために確保して

いくという趣旨のものでございますけれども、22年度末には、現状の医療給付費の支払い額の約2カ月分に相当する金額、ここまで減少するというふうな試算がございます。こういった中で大変厳しゅうございますけれども、健全なこの国保運営に努めなければならないという形の中で、努力をしていかなければなりませんし、財政自身の仕組み、このものにつきましては、今日までもお願いいたしておるわけでございますけれども、国庫負担割合の引き上げ、これを引き続き要望していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に、徴収率問題でございますけれども、1月末現在では前年と比較して、わずかではございますけれども、現年度分の収納率は増加いたしておるところでございます。滞納されておる方につきましては督促状の発送、また電話による督促等を実施しておるわけでございますけれども、納付困難な方につきましては、個別にご相談をさせていただく中で対応をしておる状況でございます。でき得るかぎり滞納のないように接触機会を増やしておるわけでございますけれども、そういった中で努力をしていきたい。収納率もさらに高めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** おはようございます。仲議員のご質問にお答えをいたします。

現在、本市におきましては、園部・八木・日吉・美山の四つの学校給食共同調理場を設置しております。そのような中で検討しておりますのは、学校給食の民営化ではなくて、園部以外の直営の三つの学校給食共同調理場の学校給食業務につきまして、園部学校給食共同調理場の委託内容を参考に、調理業務、配送業務、配膳業務等の一部を委託することができないかの検討を進めているところが実際でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 仲絹枝議員。

**○議員（18番 仲 絹枝君）** 答弁を受けまして、再質問します。

まず、保育所問題ですけれども、病児・病後児保育に対して、ある程度ニーズもある、また実施に向けて検討していきたいみたいなご答弁だったように思うんですが、常にこういったものは要望がある中で、やはり検討する。実施に向けてどのようにしたら実施できるか。そういった視点でぜひ検討をお願いしたいと思っております。

すこやか医療制度の問題ですが、この制度にはいろいろと問題、なかなか窓口無料化というふうにはなっていない。市の独自施策だといったご答弁があったわけですが、私が聞いている中で、まだまだこういった制度があることが周知されていないといった声もお聞きしていますので、この際ですので、どのような形でこの制度を周知徹底されているかをお尋ねしたいと思います。

そして次に、発達支援センターの問題なんですが、先ほど私が市長のご答弁を聞き渡らしたのかもしれませんが、私は昨年らい、ここでの3事業がばらばらの事業体系でや

っていることに対して、疑義を唱えている立場として、この4月、この3月末で日中一時預かりの委託契約が切れる中で、この4月以降、先ほど、これまでどおりの事業委託をするといったような中身のご答弁だったようにも思うんですが、また聞き違っていたら、あらためてこの発達支援センターの日中一時預かり事業をこの4月以降どうするのかを明快なご答弁をいただきたいと思います。

この発達支援センターですけれども、3事業ばらばらにやっていることに対して、問題があるのではないかとということ常を申し上げてきたわけですが、やはり一人の子どもさんが、障がいがあると言われたときに、やっぱり総合的な支援を行えるような、そういったセンターを目指しているのではないかと考えていますので、この発達支援センターを今後、どのようなものにしていきたいのか、もう少し市の明確なご答弁がいただけたらと思います。

次に、学校給食に対しては、牧野教育長よりご答弁があったわけですが、園部でやっていた方式を、ほかの3町にも適用するというような中身だったかと思いますが、この園部でやってきた中でのメリット、デメリットをこの際、お伺いしたいと思います。

そして国民健康保険税の関係ですけれども、少し収納率は上がっているとか、引き下げに対しては、基金も枯渇していく中では、なかなか引き下げはできないというご答弁の趣旨だったかと思いますが、私はこういった経済状況の中で、これからも国民健康保険税の加入世帯が増えていくのではないかと考えているのですが、短期証の交付状況を、去年の12月の時点での数字をいただいています。それを見ますと、3カ月の短期証でございまして334世帯あるということになっています。そこで私は非常に心配していることがございます。84世帯の方が、まだ、その証を受け取っていないという数字をいただいております。住民さんの都合なりもあると思うんですが、自治体の役割としては、どんな方でも南丹市民の皆さんの命や健康を守るという立場で、こういった俗にいう無保険世帯と思われるような世帯が84という数字を見たときに驚いたわけなんですけど、こういった状況をどのように認識され、またこういった世帯に対して保険証が渡っているのか、医療にかかれる状況にあるのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは答弁をいたします。

先ほど保育サービス、保育の実施につきまして検討を、当然、実施を前提にして検討をいたしております。ただ、先ほど申しましたように、責任あるその体制の構築、こういった中で様々な課題があるわけですが、このことをやはりきちっと対応しながら、この構築に努めなければならないということもございまして。また、先ほどらい申ししておりますように、3万数千の人口の中で、これだけ広域なエリアでございまして。こういった中で、どのような形が構築できるのか。こういうようなことも大変課題が大き

うございます。こういったことも含めまして、やはり私自身もこの保育というものの重要性というのは認識いたしておりますので、それぞれ前向きな協議をしながら、その構築に努めていきたい、このような形で考えておるところでございます。

次に、すこやか子育て医療費の件でございますけれども、これにつきましては、それぞれ出生された方等と、それぞれの形の中で市の制度というのも周知を行っておりますし、また切り替えの時期ですね、制度の切り替えの時期にも、それぞれ個別にご説明をさせていただくような形をとっております。また、この制度自体、先ほど広報、いわゆる平成台の広報の中でも、ピーアールしておるといようなこともおっしゃっていただきましたが、そういうようなことを利用していただけるような形ができるように、それぞれの機会にこういうような啓発、またご説明もさせていただいておるのが本意でございます。

また、先ほども申しました発達支援センター、丸一年まもなく経過するわけでございますけれども、ただいまご意見をいただきましたように、大変様々な課題はございます。その辺は十分承知しておりますけれども、私どもこの1年、先ほども申しましたように、1年間の、やはり経過を踏まえながら、まずは継続して、それぞれの事業を実施していこうという形の中で、これから、また様々な検討を加えていきたい。ただいま、先ほどのご質問の中でもございました。大切なお子さんお一人おひとりの対応、このことも当然重要でございますし、施設の3事業の運営として一体的に、この施設の中でそれぞれの事業を、充実を図っていく。こういった総合的な面も含めまして構築をしていきたいと、このように努力をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、国保税の関係につきましては、先ほどらいお話をいたしておりますように、一方では、やはり保険税が払えないという方につきましては、個別にご相談をいたしておるところでございますし、やはりその一方で、行政としては保険税の徴収、これについても努力をしていかなければならないという側面がございます。こういった中で、可能な限りその接触機会を増やす。こういったこともありまして督促等、またご相談に乗れる機会、これを増やすために、こういうような短期証の件につきましてもご相談の機会を増やしておるところでございます。そういった一面の中で、先ほど申しましたように、切り替えのことで、いわゆる取りに来られない。相談においでにならない方もおられるわけでございますけれども、一方では転居されたり、また連絡がつかない、こういった方もたくさんおいでになるような現状もございます。こういった中で、私どももできる限り、市民の皆さん方が病気になった際に、この医療機関にかかれるような形の中でのこととして、短期保険証の発行という形の中で、無保険にならないように努力をいたしておるところでございます。この点につきましては、大変私どもも苦慮いたしておるところでございますが、市民の皆様方のご理解、ご協力を賜る中で、これからもこの点について努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げ、答弁とい

たします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 学校給食の委託に伴ってのメリット、デメリットというような状況ですが、デメリットというような状況については、サービス低下ということがあってはならないというような状況を考えておりますので、やはり学校給食において給食の安全・安心の確保ができないだとか、あるいは質の低下だとかというような状況が、もう、これはあってはならないと、このように思っておりますので、やはり地産地消を活かしたような学校給食が実施をされるというような状況が、形態は変わったとしても、これは確保しなければならないというような状況があらうかなと、このように思っております。そういうような状況の中で、私たちは業務の委託というような状況を考えておりますのは、実はその直営の状況の中で、今後、技能労務職員がいわゆる退職をされた場合に不補充というような状況になりますので、そういうような状況が現実、起こるような状況のときに、委託ということを考えて実施ができないかというような状況で、園部の状況を参考にさせていただきながら、検討しているというような状況にあるということで、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 仲絹枝議員。

**○議員（18番 仲 絹枝君）** 再度、保育所問題についてお尋ねします。

先ほどの病児・病後児保育に関してですけれども、こういった事例がございます。京都市内に働きにいらっている中で、子どもが病気だから保育所に早急に迎えにきてほしいといった連絡を受けたと。こういった連絡を受けたときに、非常にこのお母さん困られたということなんです。やはりどんなところに住んでいても、子どもを預けて親が働きに行く、そういったお母さん方を支えるような保育制度でなければならないと思いますので、実施する姿勢があるようでございますけれども、常に検討します、実施しますで、一体いつ頃を目途にこういったことも考えられているのかを、市長の任期も終わっていく中で、どのようになるかわかりませんが、市長の率直な思いを再度お聞きしたいと思います。保育所に関しては、まだまだ利用者にとってはニーズにあっていないという現実もございますので、保育制度に関してこれからも、私も委員会におりますので、いろいろとご提言なりをしていきたいと思っております。

障がい者問題ですけれども、発達支援センター、3事業とも、これまでどおりの形態でやっていくということで確認していいのでしょうか。また、ご答弁をお願いしたいんですが、非常にこのやり方、問題があると私は再々指摘してきたわけですが、とにかく1年間やってきて実績、実情なりをつかんだ上で、やはり検証する必要があるかと思っております。関係者の声をしっかりと聞いていただいて、より良い発達支援センターになることを望んでいるところでございますが、私はこの3事業が行っている、別々の形で行っているっていうことは、非常に納得のできない状況にあるわけですが、こういっ

た方針を変える考えがあるかどうかを再度お尋ねいたします。

また、障害者福祉に対しましては、ほかにも相談体制に対してのご要望がたくさんございます。関係者にとっては、まだまだ市役所は敷居が高いと言われている中で、より良い障害者福祉の拡充を求めているところなんです。

国民健康保険税でございますが、先ほど保険証が渡っていない世帯、84世帯という数字をいただいているとご報告しました。申し上げましたが、現在、この世帯が何世帯になっているか、最後にご答弁を求めたいと思います。皆さん、住民の皆さんの命、健康を守るために、こういった方でも、やはり保険証はきちんと短期証であっても持っていていただける。そういった市であることを望みたいと思います。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 保育所の問題につきましては、先ほどらいご答弁を申し上げてきておりますとおり、私自身も市民の皆さん方のニーズが大変大きいものがある。また、それが多様なものであり、高度なものも大変ございます。今、事例がございましたけれども、なかなかそのすべてに対応できるような体制が取り得るか。この問題につきましては先ほどらい申しておりますように、やはり市として責任が持てる保育体制、このことが確立できるか。様々な条件の中でこれを構築していかなければ開設できないと思っております。それぞれそのような多大な問題があるわけがございますけれども、これは私の任期だけじゃなくて、市役所として、やはりこの充実には取り組んでいく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。これからも市として、努力をしていかなければならない大きな課題であると認識しております。

次に、発達支援センターの問題でございますが、先ほどらいご答弁を申し上げておりますとおり、1年間経過いたしました。様々なご意見を頂戴しております。しかしながら、今、この三つの施設、それぞれセンターのもとで運営をしていく中で、利用者の皆さん方のお声、またそういう関係者の皆様方のお声もお聞きする中で、まずは、この検証をその中でしておるわけがございますけれども、1年を経過し、当分の間、この体制の継続をしていこう。また、こういった中で、様々なより良き方法を検討していこうということで、今、取り組んでおるところでございます。まずは4月からこういった中で、継続をする中で、よりよい充実を図っていこうということで考えておるところでございますので、またご意見や、また様々なお声をお聞きする中で、より良いものに構築していきたいというふうに考えております。

保険証の短期証の件につきましては、担当部長からお答えさせます。

**○議長（井尻 治君）** 西村市民部長。

**○市民部長（西村 良平君）** ただいま短期証の不交付の現在の人数を、とのご質問を頂戴いたしました。

短期証自体は12月から発行枚数そう変わっておりません。現在のところ、2月末現

在で326世帯、618枚を交付をいたしております。それが手元に渡っていない不交付者につきましては、この場では数字はございませんので、のちほどご報告を申し上げたいと思いますので、ご了解のほどよろしくお願いたします。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、仲絹枝議員の一般質問を終わります。

次に、4番、大町功議員の発言を許します。

大町議員。

**○議員（4番 大町 功君）** おはようございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきました議席ナンバー4番、丹政会所属の大町功でございます。一般質問に入ります前に、一言発言をさせていただきますことのお許しを賜りたいと存じます。去る2月7日に執行されました選挙におきましては、皆様の絶大なるご支援、ご指示を賜り当選をさせていただき、このように一般質問ができますことに感謝し、今後は皆様の声の代弁者として、また南丹市のさらなる発展に精一杯頑張っまいりますので、市民の皆様、先輩議員の皆様、そして市長をはじめ、市当局の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻をよろしくお願をいたします。

それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。私は中井栄樹前市会議員の後継としての立場から、まずは市会議員が手掛けてこられた問題点、継続中の案件について、お尋ねをしてみたいと存じます。

まず1点目は、るり渓流域の水質改善についてお伺いをいたします。

この問題については、私も以前、議員をさせていただいておりましたときにも、何度も取り上げてまいりました。るり渓一帯は通天湖を含め、溪流の自然の美しさが魅力の自然公園であります。しかし、近年は多くの施設ができ、水の色は大きく変化をまいりました。そこで通天湖の水の浄化について、いろんな方法が試されてきましたが、どれもその効果は見られず、水は悪臭を発生し、色は褐色色となり、地域の人たちの不満の声も大きくなってまいりました。そこで昨年4月、明日の西本梅を考える会が水質改善についての署名運動を実施し、938名の地域の人たちの熱い思いを込めた署名と、ダムの水抜きを求める嘆願書を添付して、市長と南丹土木事務所長に手渡しがなされました。その後の市の対応については、昨年6月議会におきまして中井議員が質問をされ、そのときの市長の答弁で、市長は現場を歩き、大きな課題という再確認をされ、今後、早急に対応していきたいと答弁もされておりましたが、あれから8カ月経過しましたが、その後、どのような対応がなされているのかあらためてお伺いをいたします。

また、そのとき水質に関する検討委員会を設置し、南丹土木事務所と南丹保健所と連携を図っているとも答弁をなされておりましたが、その委員会の構成メンバーに地元の人にも入っていただき、意見を聞く必要があると思いますが、そのメンバーはどのように構成されているのか。また、どのように対応されているのか、あわせてお伺いをいたします。

また、定期的に水質検査も実施されているようですが、最近の実施日はいつだったの

か。そしてまた、その公表はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

続きましては、2点目は府道大河内・口八田線拡幅改良工事についてお伺いいたします。

この件につきましては、大河内地区の皆さんや峠を利用される皆さんの願いでもありますが、狹隘部分の500m程度の拡幅工事が決定され、地元の地権者の皆さんや八田区の皆さんのご理解のもと、昨年、山岸会養鶏場の建物の移転工事が始まり、ようやく着工されたことに喜んでおられるところであり、ご努力いただいております関係者各位に感謝を申し上げる次第であります。今、国の財政も非常に厳しく、予算の獲得にも難しくなっておりますが、府のほうに強く要望していただき、できるだけ早く短期間での完成を望むところであります。そこで、今の進捗状況と今後の完成までの市長の見解をお尋ねいたします。

また、南丹市にはるり溪をはじめ、素晴らしい自然や魅力的な観光地が数多くあります。地域の活性化を推進する上でも、また広域的な観光事業の振興を図る上においても、大型バスが安心して通行できるような今回の計画区間以降、峠頂上までの狭く危険な約1.3キロについても引き続き、当然、拡幅改良工事を進めていく必要があります。これについても継続した事業として京都府に対し強く要望していく必要があると思っておりますが、市長の思いもあわせてお伺いをいたします。

最後に、JR嵯峨野線複線化開業にあわせたバスの運行見直しについてお伺いいたします。

沿線住民の願いでありましたJR嵯峨野線の複線化が完成し、来る3月13日に開業となります。時刻表は3月8日に出されるようにお聞きをいたしておりますが、京都までの一番早いのは9時1分発、園部初の快速で京都着9時37分。この間、わずか36分で行けるようであります。京都が非常に近くなり、京阪神への通勤も大幅に短縮され大変便利になってまいりました。これにあわせ少子高齢化が進み、限界集落が増える南丹市において、高齢者や障がい者、いわゆる交通弱者と言われる方たちも安心して気軽に利用できる交通網の整備は、地域活性化、福祉の充実を図る上からも必要であります。今回、この開業にあわせて、より良い交通網の見直しを図るために、周辺地域のバスを利用されるお年寄りの方々に直接意見の聞き取り調査が昨年、南丹市でなされましたが、そこでお尋ねをいたしますが、その調査された内容はどのような意見があったのかお伺いいたします。

また、この一般質問の通告をしたのちに、先週の金曜日に配布されたぐるりんバスの時刻表を見させていただきましたが、大河内、法京からは南八田で乗り継ぎしなければ町の中心部への買い物や通院、また駅までいけない以前と変わらない内容であり、JRダイヤの変更にとまなう時刻変更のみであったと思います。その調査された意見がどのようにこの中に反映されて、南丹市、また全体の高齢者に優しいバス運行の見直しがされたのか、お尋ねをいたします。

以上で、この場での質問を終わらせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、大町議員のご質問にお答えいたします。

まず、るり溪における水質問題につきましてのご質問をいただきました。

昨年春に、西本梅地区の皆様方からご要望をいただく中で、私どもも皆様方の思いを踏まえながら、市役所内部において、関係機関で構成します検討委員会を設置をいたしたところでございます。このことにつきましては、昨年6月の議会で申し上げとったところでございますけれども、そののち、その検討内容につきましては、当然、京都府の南丹保健所の皆さん方、また水質の浄化処理をされるメーカーの皆さん方や専門家、学識経験者の皆さん方のご意見をお聞きし、またその中で協議を進めてまいりました。学識経験者の方にも現地調査を実施いただく中で、水質の測定、また湖水の問題、また流入水の問題、施設の処理水のこと、それぞれ水質の測定等を行う中で現状の解析をいただいたところであります。この調査を受けまして、この専門家の方々のご意見を頂戴いたしました。現状の解析につきましては、長年にわたり蓄積いたしましたマンガンが水に溶け出して酸化しておる。そして黒化、黒くなっておるといふような現象であるといふご意見を頂戴いたしております。こういった中で、私どももこの水質問題、ご質問いただきましたように、平成19年度以降、市内25カ所において水質検査を年2回実施をいたしております。るり溪流域におきましても、大河内地区におきまして2度やっておりますし、本年、昨年ですね、直近といたしましては昨年11月の19日に実施をいたしております。このことにつきましては、南丹市のホームページで公表をいたしておりますけれども、ただ、ただいまの経過の中で、私どももこの問題、現時点では、やはり以前に確認いたしましたのと同様に、マンガンの酸化による黒化というような状況ではございますけれども、住民の皆様方をはじめ水質に対する疑念も多くあるところでございますので、引き続きこのことにつきましては有効な対策。このようなことがどうできるのか。また、ご指摘の点でもございましたように、水抜きということが本当に効果があるのか。また、そのことを経常的な形として、そのほかの影響を含めまして、十分に検討していかなければならないと思っておりますし、当然、それが有効性のあるものということになれば、そのことを実施しなければならぬと思っております。これはちょうど冬場になり、これから、また、暖かくなってきますと状況の変化も考えられますので、十分水質等の検査を行う中で、この課題につきましては市民の皆様方の思いも踏まえて、対応をしていきたいといふふうに考えております。どうぞ様々なご意見や、また現状についてお気づきの点がございましたら、お申しつけいただければといふふうに考えておるところでございます。

次に、府道大河内・口八田線の拡張工事につきましてのご質問でございます。

ご質問の中でもお話をいただきましたけれども、この路線につきましても、国道372から園部能勢線までの交差点まで約3キロ、このうち1.3キロは改良済みということになっておりますけれども、残る1.7キロ部分、これは以前、南丹ダム計画がございましたことから、未改良のまま経過しておるわけでございますけれども、このうち540mの区間が事業化され、現在、2車線改良という形で事業実施をいただいております。先ほどのご質問にもございましたが、移転補償物件の撤去が完了いたしましたので、今後、この部分の工事と山林部分の用地の取得を進めていくということで計画をなされております。こういった中で、今後、完成いつになるのかというのは、先ほどのご質問でもございましたが、公共事業の関係の問題で、なかなかそのあとのことが明確なことが出せないというのが実情のようにお聞きしております。また、現在の実施期間、区間を除く未改良区間につきましても、当然、私どもも必要であるというふうに考えております。まずはこの540m事業中の早期推進を仕上げていただく。このことが第一でございますけれども、残る区間の着手につきましても、引き続き要望していきたいというふうに考えております。ただ、今、大型バスの全線2車線整備ということもおっしゃいましたが、なかなかの部分というのは、急峻は峠部分ということもあるようでございまして、この点につきましても様々な課題があるようにもお聞きしております。しかしながら、まずはこの改良区間の早期完成、そして未改良区間での早期着手ということをお願いをいたしていきたいというふうに考えております。地元の皆様方のご要望を十分踏まえながら、努力をしていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、バスの運行の件につきましても、先ほどご質問の中でおっしゃっていただきましたように、3月13日のJRの複線化完成によるダイヤ改正、これによりましてのバスダイヤの改正、これにつきましても、鉄道のダイヤ改正に合わせた形の改正を実施する予定にいたしております。こういった中で、ご質問にございましたように、昨年秋に公共交通機関の利用が不便だと思われる市内の17集落、70歳以上の高齢者世帯、112世帯を抽出いたしまして聞き取り調査を実施いたしましたところでございます。今そのとりまとめをいたしており、その状況によりまして、今後の施策に反映するような形をとっていきたいということでやっておるわけでございますが、現在のところ、その集計結果につきましても、生活構造につきましても、外出を目的というのは買い物、それから通院というのがほとんどでございまして、現在、そういった方々の交通手段というのが、本人の運転による車利用が4割、家族の皆さん方等の送迎、これを含めると約7割ということにございまして、外出の頻度、週1回以上という方が4割、月に1回以上という方が3割、毎日外出されるという方はわずかという結果になっております。しかしながらこういった中で、自家用車に対する依存度は大変高い現状も出てきておりますけれども、先ほどらいお話がございまして、路線バスの拡充、また福祉輸送等の含めての高齢者の皆様方の外出支援につきましても、大変重要な課題であるというふうに考えて

おります。それぞれのご意見もお伺いしておりますので、その調査の結果も踏まえながら、このような具体的な内容の構築に努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただいまお話にも、ご質問にもございましたように、直通バスってというのが、やはり南丹市内、市営バス、それぞれ地域バス、またJRバス等々あるわけでございますけれども、こういった中で大変広域な市域におきまして、乗り換えなしで市の中心部、また駅までの移動ということのダイヤの構築というのは、なかなか困難な状況がございます。これにつきましては乗り換へのやりやすい方法。また、乗り換えによる運賃が多大なことにならないような、こういった配慮をもって努力をしていかなければならないというふうに考えております。このバスの問題、また高齢者の皆さん方の移動手段の確保の問題、大変大きなものがありますし、また今後、高齢化が進む中では大変この問題も大きなものに、さらになってくると思います。市民の皆様方のニーズも十分踏まえながら、このような施策の構築に努力をいたしたいと思っておりますので、今後とものご指導をお願いいたしまして、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 大町功議員。

**○議員（4番 大町 功君）** ただいま市長のほうから細部にわたり、ご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、はじめのりり溪水質改善でありますけれども、これには多くの課題、クリアしなければならない問題が非常に多いだろうと思うわけでございますけれども、938名の地域の皆様の強い思いを真摯に受け止めていただいて、いろいろとお力添えをいただいているようでございますけれども、今後ともより一層ご努力いただいて、何とか改善をしていただきたい、いってやりたいと思いますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

また、府道の件でございますけれども、残る区間におきましても、やっぱりこの南丹市の振興を図っていく中で、またまちづくりを考えていく中では、道もきちっと改良を加えて、そして整備計画路線と位置づけて、早めに計画を立てて進めていくべきと考えます。この点につきましてもよろしく検討いただきたいというふうに思います。

また、ぐるりんバスの件でありますけれども、殿谷トンネルが、素晴らしいトンネルができました。あれができるということで、西本梅のほうの方々は、あのトンネルを使っただけの路線運行というのを考えておられたようでございますけれども、一向にあれを使った路線が、バスの運行ができてないというふうに思います。ぐるりんバスの時刻表、もらったやつを確認させていただいておりますけれども、昼までにも1時間ほど、また昼からですと、2時間ほどバスが南八田だとか、大河内で止まっているときがあります。非常にこの時間ももったいなく思うわけでございます。一度でもあのトンネル使って町の中へ、また駅のほうへいけないものかというふうに考えます。その点についても今後、検討いただきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ただいま3点につきまして、それぞれご質問いただきました。

るり溪の問題、私も大変大きな問題だというふうに思っておりますし、先ほど申された938名の署名、私どもも大変このことは強く心にとめておりますし、また、そう言った中で、今日までもそれぞれ調査等も実施してまいりました。このことを十分踏まえながら、早急にこの対応ができるように、検討を続けていきたいというふうに思っております。

また、この大河内・口八田線の問題。これはいわゆる南丹ダム計画があったことから、これが長年にわたり未改良のままあったという今日までの経過がございますので、当然、あの上にごございまするり溪の通天湖をはじめとする諸施設、南丹市の観光にとっても大変重要な要素でもございます。また、住民の皆様方の交通の安全のためにも重要なこの路線だというふうに思っておりますので、この点につきましても、引き続き京都府にも要望を続けていきたいと考えております。

また、このぐるりんバス。今お話もございましたように、殿谷トンネルができたんだから、そこをとというふうなお話ございますが、市民の皆さん方からもそれぞれ路線、また、バス停の設置等、そういったご意見もいろいろと頂戴しております。こういうようなことを総合的に判断しながら、より乗って、乗っていただきやすいような構築にも努力していかなければならないと思っておりますので、今後とものご指導や、また、ご意見を賜りますようお願い申し上げ答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、大町功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開時間は11時20分といたします。

**午前11時06分休憩**

.....  
**午前11時19分再開**

**○議長（井尻 治君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山下秋則議員の発言を許します。

山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** 議席番号1番、山下秋則です。これまでたびたび傍聴席で見聞きさせていただいておりましたが、今回から逆の立場で、この席で立たせていただくことになりました。はじめての一般質問にあたり、その責任の重さと同時に大変緊張しておりますが、しっかり努めていきたいと思っております。

それでは議長の許可を得ましたので、これより一般質問を行います。

1点目は、園部駅東口周辺整備、特に府道園部停車場線の歩道設置についてお伺いいたします。この問題につきましては、昨日の先輩議員の一般質問を含め、これまでの議会において再三再四質問がなされてまいりましたので、当該路線において子どもたちが置かれている危険な通学状況や、これまでの地元の要望経過などについては、市長は十

二分に承知されていることと思います。私も個人的なことですが、選挙戦の前の朝の駅立ちから、ずっとこの状況を見ておりまして、特にはらはらする場面も覚えております。そこでこの質問では少し視点を変えて、単刀直入に、具体的にこの問題についてお尋ねします。

これまでの質問に対して市長は、当該路線は安全な通行上問題が多い、早急な解消が必要とした上で、問題は国道9号との取りあい、本線拡幅、駅前広場の整備の3セット、府の企画調査の結果を踏まえ、地元と協力して早期実現に努力したいと述べられました。また、駅前広場がJR西日本とJR西日本バスの所有となっており、両者との協議では、土地を市が購入してほしいとまでの結果にはなっていない旨の見解も、昨日の一般質問の中で示されました。何よりも先に解消しなければならないのは、子どもたちの危険な登校状況、JRの意向が障害となっているのなら、先に歩道だけでも大車輪で整備できないのか。JRの発展のために、これまで地元としても協力してきた。必要なら地元としてJRへの要望も行いたいというのが地元の熱い思いであります。これらを踏まえて、以下の点についてお尋ねします。

まず、京都府のこれまでの協議では、歩道を整備しても、接する駅前広場においても通路が確保されなければ歩道整備の効果がないということで、広場と一体的な整備を求められているとお聞きしておりますが、なぜそうなのか、その根拠をお示してください。子どもたちは現在、駅に向かって左側。つまり農業共済の建物がありますが、その共済の建物の前を歩き、広場に入る直前に道路を横断して、広場を迂回する形で、民家前の細い道を通って、駅の自由通路の階段を昇っていく形で登校をしております。つまり、仮に広場の整備ができなくても、歩道が整備され、現在の迂回している民家前の細い道まで取りつくことができれば、子どもたちの通学の安全は一応確保できます。京都府内で見れば、部分的な整備に終わっている歩道や府道の例はあると思います。当該路線は全部整備しても全長165m、広場の部分としては、その中の10mほどではないかと思えます。広場部分が整備されなければ全体的な効果がないというのは、あまりにも杓子定規な考えだと思います。また、一步ゆずって広場の整備を行うとしても、広場整備の計画を示す中で、先行して歩道の整備を急ぐことも一つの方法であり、さらに、仮に広場の買い取りをJR両者が求めてきたとしても、当面、歩道整備との関連で必要最小限度の買収も検討に値するのではないのでしょうか。要は3点セットを同時に実施という姿勢にこだわるのではなく、1日も早く子どもたちの通学の安全を確保するということを命題に、小山東町区民497名の署名と、この問題に私も含め、4人の議員が6回にわたって質問しているという問題の重要性も十二分に認識をしていただき、1日も早い実現に向けて、柔軟なアイデアと熱意をもって、府やJR両者との対応にあたっていただきたい。事故が起こってからでは遅すぎます。整備にあたっての一番の障害は何なのか、JR両者とのこれまでの協議状況として、市はどの課がどの程度、JRのどの部署に対してどのような内容で協議されてきたのか。また、市長はじめ理事者の出番はあったの

か、お答えをいただきたいと思います。

次に、J R 駅東口周辺整備についてであります。この件についても過去に議会で一般質問されており、東口の駅前広場の状況について、市長は現状の東口の風景は自身の子どもの頃から変わっていないと述べ、J R 駅前・駅周辺整備は市の総合計画の中でも位置づけられているとした上で、駅周辺の一体的な整備の実現に向けて努力すると答えられています。駅前広場は、鉄道旅客の通行を円滑にする鉄道施設であると同時に、道路系交通と鉄道との結末施設、駅周辺への来る人の滞留施設として大変重要な事業であります。現在、園部の本町、新町での中心市街地では、歴史的な資源を活かしたまちなか賑わいづくりが取り組まれておりますが、私この東口が新町を通過して中心市街地に通ずる、歩いて楽しいまちなかへの散策道とあるべきと考えております。この東口の整備は、先ほどの歩道整備の中で構想が練られると思いますが、どうかその構想にあたっては中心市街地の整備等、十分に意識した構想を練っていただきますように思うものであります。これについての市長の見解をお伺いいたします。

次に、市民と行政との連携、市民協働についての質問でございます。

従来の質の提供、拡大を命題に、画一的にやってきました公共サービスは、財政難と市民ニーズの多様化、細分化により、そのやり方は十分機能しえなくなったと言えます。このことは南丹市が21年度に行った市民の意識調査の結果でも、合併後何え、合併後4年間市民一人当たりで換算して181万円もの借金をして進めてきたにもかかわらず、22%の市民しか満足していないという、答えております。また、税金がまちづくりに効果的に活用されていると答えた市民は、15%というわずかの結果も出ております。これについて市長も昨年11月の市政懇談会の中で、行政が的確に市民ニーズを把握してないということをおっしゃっております。それらを解消していくのが、大いに役立つ手法が行政と市民の連携によるまちづくり、市民参画、市民協働であると考えます。限られた財源の中で、市民にとって本当にかゆいところに手が届く公共サービス、市長がよく言われている市民満足度の高いサービスを実現するためには、市民目線でのきめ細かな対応と、市民の思いの的確な把握。そして市民側も役所任せにするのではなく、市民が行政に参画し、行政と協働してサービスの提供を担う、行政とともにまちづくりを進めていく市民自治の実践が、今こそ必要と考えます。その中心的な担い手となるのが、様々な分野で自主的・主体的にまちづくりに取り組んでいる市民活動家や団体です。さいわい南丹市には様々な分野で多くの方々や団体などが活躍されています。美山の地域振興会や昨日新聞でも紹介されたタナセン。そして園部のまちなかで賑わいを頑張っておられるNPOや地域住民組織。八木では環境やスローライフ、子育て、福祉、日吉では、農業や特産品づくりなどでNPOや団体などが活発に取り組まれております。まさにこれこそが市民協働の実践であります。これら活動主体の状況や抱えている課題をしっかりと把握し、その活動を側面的に支援していくこそが、市長が目指そうとされている市民活動参加のまちづくりではないでしょうか。そこでまずお尋ねいたしますが、南

丹市内の市民活動の状況を具体的に市は把握されているのか。市長は市民活動をどのようにとらまえ、どのような支援をしていくお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、市民活動を進めるにあたっての市役所内部の問題です。本当に市民と一緒にまちづくりをしていこうとお考えなら、縦割りの役所の組織を市民ニーズに対応できる柔軟な組織へと改めることです。市民が主体となって行うまちづくり、地域づくりや市民の行政に対するニーズへの対応は、一つの部署だけで完結することは到底できません。まちづくりは福祉、教育、産業など、組織横断的に対応が求められる事柄でございます。一昨日の他の議員の質問の中でも、京丹波町の例や米原市の例も取り上げられましたが、南丹市の市民協働を進めるために、セクト主義では到底実りのあるものにはなりません。どのような体制を組んで市民協働を進めようとお考えなのか、お聞かせください。

もう1点は、市役所内部の意識の問題です。組織優先や公務員感覚を改め、情報を得ることが大切だと思います。情報をみずから都合よく発表したり、都合の悪いことは隠したいというのが官民間わす組織の理論としてありますが、組織の建前よりも市民の思いを、組織の思考、行動の基準、起点に置くことが重要と考えます。市民と役所との間の意識の垣根を取り払うことが、市民協働にとっては一番重要で、市民と行政との対等な協力関係が何よりも大切と考えます。一方、市民もみずからをまちづくりの主役と考え、自治意識を高め、役所や職員と無意識に対立するのではなく、同じ目線に立ってまちづくりにともに汗する、人と人との魂の触れ合い。こういう関係がなければ本当の協働は実現しないと思います。一昨日の質問の中で、市長は今回、提案されております市民参加の条例を理念条例と言われましたが、私はそうは思いません。きれいごとだけを並べたのでは、実行では、実行の伴わないものであれば市民協働は実現できません。財政再建の中で語られることが多い市民協働ですが、単なる再建のためのものでは寂しすぎます。市民協働を機に、地域社会、コミュニティを再生していく、それこそが本当の狙いとすべきではないでしょうか。本当に市民協働をやられるということであれば、理事者を含め、職員の市役所の意識改革について、市長はどのようなお考えを持っておられて取り組まれるのか、お答えください。

以上をもちまして、1回目の質問といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、山下秋則議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもございましたように、園部駅東口の課題、これは今日までもこの議会におきましても、幾度もご指摘をいただいておりますし、今議会におきましてもご質問をいただいております。今ご質問の中でございましたように、この東口の問題、もちろん先にも申しましたように、この府道園部停車場線、これは国道9号との接続部分、ま

たこの本線の歩道を含めての整備の部分、それと東口広場の問題、それぞれあることは確かでございます。また、ご質問の中にごございましたように、京都府のほうも、やはりその路線だけを改良するというだけではなかなか、やはり接続部分というのは公安協議が当然でございますし、また、駅広場との関連の中では、この道路としての機能という問題もございますので、これはこの辺も解決は課題であるということをご指摘いただいております。しかしながら、これがすべて整わないと事業実施をしないというわけではございません。私どももそれぞれの協議の中で、JRバス、JR西日本さん、それぞれ協議も行っております。また、京都府ともこういった点についても詳細協議を行っております。こういった形の中で、今、京都府におきまして企画調査の実施をいただいております。また、先ほどらいお話がございましたように、地元小山東町区の皆さん方が強いご要望をお寄せいただいておりますし、また、地元の皆様方のご協力のもとに、このような事業が実施できるというふうなことになるわけでございますので、常にこれは連携をしながらしていかなければならないというふうに思っております。もちろんただいまお話ございましたように、子どもたちが第2小学校へ多くの子どもたちが通学しております。その現在の状況というのは、私自身も、今の状況が早期に改善しなければならぬ課題であるということは十分認識する中で、京都府等との折衝にも当たっておるところでございます。今、具体的な内容で申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、様々な京都府の立場、また、JRさんのお立場ある中で、早期の実現のために努力をしていく。また、これは3点セットが全部可能になれば、それからやるんだということじゃなくて、当然、その今、歩道の問題、この問題がまずは重要でございますし、先ほど詳細にご説明いただきました通学路の問題。ただ、今の通学路の部分につきましても道を横切るというふうなこともございます。だからそういうような部分も含めまして、総合的に判断せざるを得ないという状況もありますので、私どもも決して3点セットが前提じゃないと思っております。できる限り早く子どもたちの安全を図る。また、通勤、通学者の皆様方の安全も図る。こういうことも念頭に置いて考えていかなければならないと思っております。

また、駅前広場の問題でございますけれども、私自身も子どもの時代から全く変わらない、あの駅前広場でございます。また、今、駐車という部分につきましては大きな課題があるというふうに思っております。あれはJR西日本さんの所有地でございますので、あの管理につきましては、JRさんの管理で行っておられるわけでございます。しかしながら、やはりまちの玄関口としての園部駅の駅頭としては、決して今の状況というのを放置するということはふさわしくないと思っております。早急な改善を図っていかねばなりませんし、そのために、その昨日のご質問にもございましたその買収という問題がありますが、これは手段の問題でございます。そういった方向が必要ならば決断すべきときもあろうかというふうに思います。ただ、これはやはり交渉事でございますので、どのような形になってくるかというのは、今後、やはり十分な状況判断のも

とで判断しなければならない問題だと思っております。また、園部の中心市街地、まさに新町のところまでは1キロもないわけでございますし、またこれが山陰街道として、今もこの城下町の一つの風景、山陰街道の一つのまちの風景として、大変素晴らしいなというふうなお取り組みもしていただいておりますので、まさにこの東口から中心市街地に通る、この道路につきまして、大変近距離でもございます。今、ご質問の中にもございましたように、歩いていけるということでもございますので、こういったことのもも考えながら、念頭に置きながらまちづくりのためにこの駅前広場、また園部停車場線、こういうようなことも視野に入れて考えていかなければならない課題だというふうに認識をいたしております。とりわけ、やはり子どもたちの安全、これがまず第一だという認識は、私も同じでございます。それぞれのご意見も賜る中で、また、地元の皆様方の深いご理解やご協力を賜る中で、1日も早い実現に向けて市としても努力をいたしていきたい、このように考えておりますので、今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、まちづくりにつきましてのご質問をいただきました。

先ほどご質問の中でおっしゃっていただきましたように、これからのまちづくり、私自身も何度も申しておりますけれども、市民の皆様方の参加、そして協働と言われる、ともに築くまちづくりというのは、不可欠な条件であるというふうに認識をいたしております。それをもちまして、今回、南丹市市民参加と協働推進に関する条例というのをご提案させていただいております。このことにつきまして、ご指摘のいただきましたように、今、市役所の体制がそのようになっておるのかおっしゃいますと、決してそんなことにはなっていないというのが認識でございます。市民活動、先ほどそれぞれの事例をご紹介いただきましたが、それぞれのご活動をいただいております皆様方、また団体の皆様方がこの南丹市、そして地域社会を少しでもよくしていこう、こういった思いの中で様々なお取り組みをいただいております。こういった中で、私ども、そういった団体に属しておられる方だけではなく、一般市民の方や各種の団体、企業の皆さん方もまさに、良くなるためやったらというふうなことを、すぐおっしゃっていただいております。こういった形の中で、私はこれからのまちづくりをそういった皆さん方とともに築ける。こういった、まずはルールづくりと申しますか、こういうような形のことを形とするために、このたびの条例を提案させていただいております。この中で十分、また、ご審議をいただくということになるわけでございますけれども、また、もう一つにおきまして行政、ご指摘のいただきましたとおり、行政におきましては職員一人ひとりが、それぞれこれまでの形と違う市民の皆さん方のご意見や、また、お考え方もどういった取り入れていくのか、こういうことも十分に考えなければならない。また、意識変革をしなければならない課題であるというふうに思っています。ただいまご質問の中にごございました市民活動、それぞれ多分野がございますので、統計的にと申しますか、一括的に何団体があつて、どうこうということまでは今、手元には資料はございませ

るので申し上げることはできませんけれども、私はこれらのご活動、なかなかハード面での行政が支援するというのは、なかなか難しい部分もあります。しかしながら、ソフトの部分、この部分につきましては、私どもの市役所の持つおそれのノウハウもありますでしょうし、行政、国や府との制度、こういうようなことの活用につきましては当然、窓口、またともにやれる状況、これは地域力という形が京都府においても今大きく取り上げる中で、様々な施策をしていただいております中で、各種の団体の皆さん方にもご活用いただいております実績もございます。こういったシステムづくりも、国や府においても行っておられますので、それと連携できるような体制を構築していくことが大事だというふうに認識をいたしておるところでございます。そういった中で、先ほど申しました市民参加と協働推進に関する条例、これが理念条例だというふうに申しましたが、私は現時点でこの条例案というのは、理念だと思っております。これをどうやって生きたものにしていくのかということにつきましては、まずはこの実施計画作成、そして公表、これをまさに生きたものにしていく。このことにしていくことによって、まさにまちづくりの基盤となる条例と育てることができるというふうに、私は考えております。そういった中で、やはり大切なのは、ご質問にもございました情報でございます。情報を共有する。市民の皆様方と共有する。こういった中では、やはり行政の持つおそれの情報というのをどのように公開していくのか。もちろん行政でしか知りえないと言いますか、機密すべき事項もございます。しかしながら、何にもかもが行政だけが独占しとくということも、意識の中で行われておることとは、やはり間違いだと思っております。まずは情報を共有しなければ、ともに活動するということはできませんので、まずはこの部分についても、意識の改革を行っていかなければなりませんし、内部的にも、どのような情報なら公開したらいいのかという部分についても、精査しなければならない課題であるというふうに認識しております。

もう一つは、市役所の組織であります。

この組織につきましてもこの市民協働、市民参加に連携できるような組織体制の構築というのは必要でございます。こういった中で、今申し上げましたように、この条例案、ご審議をいただき、成立をいただきましたならば、この実施計画の作成、公表のために努力をしていく。こういった中では、この協働推進とともにチェック機関とも言えます第三者機関の設置、これについて早急に取り組む。また、市役所内部でも先ほど申しましたような職員の意識改革や市役所組織の再構築、これについても、やはり早急に検討しなければならない課題だと思っております。まだまだ緒に就いたばかりでございます。この市民の皆様方の活動というのを行政がもっともっと重視をし、取り入れていく。まさにその中で取り組んでいくことが、これからのまちづくりにつながると言いますか、これしかないというふうな部分も、私は実は思っております。こういった中で、ただもう一点、これまで公共事業によって、それぞれ借金が増えてというふうな状況、これも事実でございますけれども、ただ、これだけ広域な南丹市域におきまして、いわゆるハ

ードと言いますか、社会資本の充実、このことも実は、まだまだ達成できていない。この面もございますので、ただ、まちづくりの手法としてこの市民協働、市民参加という部分だけではなくて、やはりこのまちづくり全体にとっても、こういう手法をもってハード面での充実も含めて、取り組んでいかなければならない。これが今、南丹市に置かれた、いうふうな課題だというふうに認識をいたしておるところでございます。まずは、この条例案のご審議の中で、このまちづくりについて私どもも含めまして共通理解が構築でき、また新たな展開に取りかかれますように、議員の皆様方のご理解やご協力を賜りますことをお願い申し上げ、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** 時間がありませんので、何点かだけ追加をお願いいたします。

まず、先ほどJR駅前広場の関係ですが、私お聞きした中では、一番障害になっているのは何かという点と、JRとの交渉経過についてお尋ねしておりますが、この点を再度、お願いをいたします。

それと、3点セットじゃなくて、すべてが整うことじゃなくて、歩道を重要なことと考えているのでやっていきたいということでお聞きしておりますので、その点はお聞きしておきますし、あともう1点、昨年21年の10月から地元の整備対策委員会と南丹市の協議がされた。それ以降、その協議状況を踏まえ、情報が地元にも伝わっていないというふうに聞いておりますので、地元の対応についての状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。しっかりとですね、地元状況を密にしてお伝えをいただくべきではないかというふうに思っております。

それと、市民協働についてですが、そうですね、私もこの条例、前の委員会ですね、担う委員会に入らせていただいております。そのときにも再三言いましたけど、その市民、こういった団体の状況を把握すべきじゃないかと。今、私が出してくださいとは言っていないので、これについては、ぜひともしっかりと状況を把握していただくということをお願いをしておきたいと思っておりますし、そして、そのときにも市内、町内にはプロジェクトチームがあったというふうにお聞きしておりますが、それも活動は休止されている状況だと。そういうところでは本当に市民さん、職員さん、市長、市役所あげてやっていく気があるのかどうかと、ちょっと私は疑問に思っているところがございます。ハードについて支援をしてということじゃなしに、まさにソフトの支援です。しかし、そう言いながら、私がかかわっておりますいろんなNPOとも含めると、いろんなイベントをやっても市の職員さん、あるいは出席はなくて、むしろ、今は京都府さんのほうがですね、いろいろ提案をしたり、一緒にやりませんかという持ちかけが多いというふうに聞いております。職員さんそういうことで、一生懸命出ていきたいという方もいらっしゃると思いますが、そういう環境がなかなかできないのは、やっぱり市役所の内部の問題なのかどうか。本当に市民の方と職員さんが一緒になってまちづくりをしてい

くということが一番重要ですので、その辺の体制なり、お考えを再度お聞かせいただきたいと思いますし、そして、いろんな先ほどの京都府の地域力再生の問題もありましたが、そういうことで、どう提案していったらいいのかわからないという団体がいらっしゃると思います。それについて、適切なアドバイスをされているようなことがあるのか。むしろこういうふうなのを使ったらいいですよというような提案も含めて、されているのか。私は、なかなか聞いていることではないというふうに考えておりますし、そういったほうは、むしろ今、先ほど京都府さんは現地、現場主義ということが進められておまして、積極的に取り組まれてきているというふうに考えております。そういうことを、まず条例もともかくですが、それはやろうと思えばいつでもやれることです。しっかりとその辺を、まずやっていただきたいというふうに思っておりますので、これらのことについて、まずお答えをいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まずは、園部停車場線の課題につきまして、ご質問につきましてお答えいたします。

JR西日本、またJR西日本バス、この両者に対しましてお話をさせていただいております。交渉というところまでは、まだ具体的なものになっておりません。と申しますのは、京都府におきまして、今、企画調査を実施をさせていただいております。この結果を受けて、先ほどご質問の中でもございましたように、歩道部分のみ、また駅前広場とのつていうのは話し合いの経過の中で京都府と交わしておる内容でございます。これが整わないと停車場線いらわないとか、そういうような問題のどこまではいっておりません。ですから、これを受けての今後、京都府における企画調査結果等を踏まえながら、府とJRさんと、また南丹市、当然、それぞれの関係の中で交渉、調整をしていかなければならないという段階でございます。地元に対してご説明ができてないんじゃないかということもございます。今、交通量調査に引き続き企画調査をさせていただいております。この結果を踏まえて府との調整を済ましたのち、当然、市民の皆様方、住民の皆様方に、まずはお返しさせていただく。このことによって、これからの進むべき道、どのような形になっていくのかというものは、早急にやっていかなければならないというふうに考えております。障害になっておる点つていうのは、実は先ほど申しましたように、それぞれのJR駅の課題、また、9号線との接点の問題等々あるわけでございますけれども、私自身も、京都府に対しまして、ただ単なる駅の前道路ではなく、振興局の庁舎があって、あこの周辺道路ではないですか、というようなことも申しております。もっと府にとっても身近な利用をするための施設として重要ではないですか、ということも申し上げながら、ともにこれからも一緒になって、早期実現のために努力をしていかなければならないと、このような考え方の中で進めておるところでございます。何はともあれ、この交通安全、特に駅前という部分における、玄関口でございます

ので、早期の改良、改修ということができるように、私どもも努力をいたしてまいり所存でございますので、ご理解や、また今後とものご協力をよろしくお願いいたします。

また、次に、市民活動の把握、おっしゃるとおりでございます。私どももそれぞれの所管事項において、お付き合いをさせていただいておる。しかし、市役所全体としてトータルでどのような活動になっておるか、職員すべてが共有しておる情報ではございません。それぞれの中でこのことを今後のまちづくりに活かしていくのには、これが重要な課題であるとも思っております。

また、市民参加、協働によるまちづくりのこれの手法検討委員会におきまして、私ども市職員によるプロジェクトチーム、これをつくりました。こういった中で、今、もうそれが終わったら何もやってないじゃないかというご指摘でございますけれども、まず、このご提言を受ける中で、この条例案の作成にも、それぞれ関与していただいております。そして、このことを成立すれば今後また、やはり職員の中でもこのプロジェクトチーム、また別の形になるかもわかりませんが、当然、先ほど申しましたような大きな市役所内部での課題がございます。このことにつきましては、ただ単なる部長会議、管理職会で決めるということだけじゃなく、やはり幅広い視野をもって、このことについては取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っております。先ほどご指摘いただきましたように、府の制度等のアドバイスも十分できてないんじゃないか。また、それぞれの地域社会における活動にも、市役所職員が参加してないんじゃないか。ご指摘は、私は率直に認めなければならないと思っております。市役所職員、ほとんど多くの者が、それぞれの市内での住民の一人でもございます。また、私はそれぞれ職員皆さん方の血税を頂戴しながら生活をしておるわけでございます。市民の一人としても活動をしなければならない。これは責務とか、義務とかいうことではなくて、当然のことだというふうに認識をいたしておりますし、このことについても意識が足りないということであれば、やはり私どもの研修等につきましても、その高揚を図っていく必要があるんじゃないかと思っております。いずれにいたしましても、率直なご意見や、またご要望をお聞かせいただく中で、形づくりに努力をしていかなければならないと思っておりますし、先ほど申しましたように、まずはこの条例案についてご審議をいただき、これが成立いただきましたならば、この実施、いわゆる具現化に向けての努力を早急にやっていくことが大切だと思っておりますので、ご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** 広場の問題ですが、今、企画調査が出てからJRや府と一緒に、今後、詰めた協議をとということですが。振興局もあるということで、府に対してもその周辺道路でしょという強いお気持ちを持ってらっしゃるといことでございます。JRや府に対して市長がですね、先頭に立って交渉にあたってください。そういう強いお気持ちがあれば、この事業、長年たっても動かないと思いますので、ぜひその

強いお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

それと市民協働でございますが、京都府、市の職員さんや市役所がですね、いろんな市民の中に入って活動していく。そういうことが何よりも重要ですので、そういったことができる施策、体制をぜひともつくっていただきますように期待しておりますので、お願いをいたします。これについては結構でございますので、再度の道路の問題、その決意をお聞かせいただいて、私の質問といたします。

**○議長（井尻 治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 府道園部停車場線、この改修というのは、私は早急にやらなければならない大きな課題だと認識しております。府道でございますので、当然、府の所管事項ではございます。しかしながら、駅前の問題等々課題につきましても、当然、早期実現を目指して積極的な活動を続けていく。このための努力については、今後とも努力をいたしてまいる所存でございます。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、山下秋則議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開時間は午後1時15分といたします。よろしく申し上げます。

#### 午後0時00分休憩

.....

#### 午後1時14分再開

**○議長（井尻 治君）** それでは、休憩をとき、会議を再開いたします。

次に、6番、森為次議員の発言を許します。

森為次議員。

**○議員（6番 森 為次君）** 皆さん、こんにちは。議席ナンバー6番、丹政会所属の森為次でございます。はじめに、再びこの席に着かしていただきまして、質問をさせていただきます。4年間、市政安定のために議員として頑張らしていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして、1回目の質問をさせていただきます。

まず、はじめに、人と人が安心して元気に暮らせる、市民協働による活気あるまちづくりについてお伺いをします。既に多くの同僚議員が同じ質問、または関連質問をされておりますが、市内を回り、市民の声を聞いた中での、市民理解の上での市民協働について、質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。市長には質問者が変わりました聞く耳も変わりますので、同じ回答になるのかもしれませんがよろしくお願い申し上げます。

先般、11月26日、市民とともに担うまちづくり手法検討委員会により、市民協力によるまちづくり条例に向け提案する提言書が提出されました。その後、庁舎内でプロジェクトチームをつくり、今定例会において、条例制定に向けて上程されましたことは、佐々

木市長が2期目に向け、新しいまち南丹市としての意欲の現れと評価したいと思います。さて、条例内容につきましては、常任委員会への付託が決まっておりますので、内容には触れません。この条例が活気ある元気な、そして、住んで良かったと思える南丹市発展のための条例になること。そしてまた、総合振興実施計画の推進の大きな柱として、市長には4年間佐々木カラーの政策ということでお伺いしましたけども、今回、私のほうから市長に、この政策をメインとしていただくことをお願い申し上げます。今現在、南丹市では子育て施策等、全国に誇れる施策が多くありますが、そのいずれもが市民に理解が少ないのが現状であります。そこで特色あるこの条例の成立のために、私は市民理解と職員協力の地域の力がこの条例には、また市民協働には不可欠と考えております。今、地域の中では行事の中止、そして縮小、区民の皆さんの考え方の変化によりまして、地域の力が薄れつつあります。その中で、このままこの条例が成立すれば、旧町の地域格差、これがもっともっと広がるばかりと不安の部分があります。そこで今回のこの条例の中身に入る前に、行政の力、職員の力が地域へ出向していただき、弱者家庭への訪問、そして支援、相談、地域へのアドバイザーとして地域活動に協力してもらえないかと考えております。そこで人と人の触れ合いが生まれてこそ、協働のはじまりと考えております。自主財源30%を割り、公債費率も19.7%と大変厳しい状況ではありますが、大型プロジェクトが終了し、少しばかり先への明かりが見えた現在、この市民協働というのは、市長のこれからの、また再生に向けての、そして、南丹市の大きな力にならなければならないと思っています。意識改革より行動です。また、今、活発に活動中の各種のNPO、そしてサークル、そして、振興会から発展型で生まれたNPOもできかけております。これは地域の力、行政の力、それに大きな協力者となるものと考えております。そこで、市長のこの理解ある市民協働の着目点について見解をお伺いいたします。

次に、誘致した企業の公害対策について伺います。

園部町時代に誘致した横田地区にあります大日本グラビア株式会社の悪臭が、地域住民の生活に支障をきたしている現状があります。過去にも2回、平成11年と平成16年に揮発性有機化合物の排出濃度が超え、住民に悪臭の苦情が出たことは記憶にあるところでありますが、平成16年の脱臭装置の効果につきましては、改正待機汚染防止法の経過措置によりまして、今年の4月まで適用除外となっております。毎年この業者より特定悪臭物質の有害物質の測定の調査書が提出をされておりますが、いずれも基準値以下です。今、京都府の検査項目では拾えない溶剤の臭いが年々ひどくなっております。100m周辺だけではなく広域に広がり、食事など通常生活だけでなく、高齢者や障がい者など弱者に精神的な苦痛を与えているのが現状であります。今は検査でしか対策がないのでしょうか。今後、政府の方針により権限の地方移譲という可能性もあります。今こそ市独自の対策が求められています。工業用地への誘致ということで、また地元の方が7名お世話になっておるといことで企業側の言い分もあると思いますが、その範囲を超えての公害というのは、根本的な対策が必要と考えられます。この点につきまして、市として市長の見解を伺

います。

また、環境問題はこの1社だけではなく、市民生活に支障のないよう総合的な取り組みが必要と思いますが、計画について市長のお考えがあればお伺いします。

最後に、指定管理について伺います。

今回、実施されました公の体育施設の一般公募の状況、結果について報告を願いたいと思います。そして、施設運営の管理コストを縮減していくことは、至上の命題ではあると思いますが、そればかりにとらわれ、本来の設置目的である市民に運動と憩いの場を提供し、もっと市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて、そして、親睦と相互理解を深めるという大きな使用目的、目標があります。使用者に不便をかけずに、適切な人員配置のもと、適正かつ効率的な管理運営が必要ではないでしょうか。今後、近隣の民間の指定管理の状況も踏まえ、使用形態による地域スポーツ、スポーツ少年団など、振興に支障をきたさないよう、公募除外など審査基準において制度の見直しも必要と考えますが、教育長の見解をお伺いをします。

以上、3点、この場での一般質問とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、森為次議員のご質問にお答えいたします。

まずは、市民協働につきましてのご質問をいただきました。

ご質問の中で、議員お申しいただきましたように、昨年11月にまちづくりにつきましての市民協働、そして、そういった形をどのように築きあげていくのかということで、検討委員会のほうからご提言をいただきました。今回、市民参加、そして、協働のこの条例案を提出させていただいたわけですが、その着目点についてということでございますので、議員も申されましたように、今、これからのまちづくりを進める上で、市民の皆様方のニーズ、そして、市役所のまちづくりに対するシステム、こういうようなことをもう一度考え直さなければならない、こういった時代にまいておると思っております。こういった中で、やはり市役所だけがまちづくりを進めているのではない。市民の皆さん方のお知恵やお力を借る中で、ともにまちづくりを進めていく。また、こういった中で真の市民ニーズというのとはどのようなところにあるのか。そして、この具現化に向けてはどのような形をしていったらいいのか。こういった中で、やはりまちづくりに対する市民参加と、市民の皆様方との協働、これを行っていかなければならない。このことは、私はこの着目点と言いますか、このような原点だと思っております。そういった中で、先ほどらいご論議いただいておりますように、市民の皆さん方のこの行政に対するご理解や、また関心と申しますか、こういった部分も強めていっていただきたい。また、市役所にとりましても職員の役割、また職員としての意識、こういったことも今日までとは変わっていかねばなりませんし、変わらなければ市民の皆さん方と協働してすることはできない。このように考えておるところでございます。職員の役割、こ

ういった部分につきましては、市役所全体としても組織の問題もありますし、また職員お一人おひとりがその自覚を持って研鑽をしていただく。このことがこのまちづくりにつながっていく。一つの出発点になってくると思います。ご質問の中にもございましたように、多くのNPOをはじめとする各種の市民の皆様方のご活動、そして、旧来からの自治会や区、そして、それぞれの団体、そういった皆様方が数多くおいでになるわけですので、皆様方とともにこの市民参加、そして、協働のまちづくりを進める上での、この条例の提案をさせていただいております。まずはこのルールづくりをきちっと定める中で、それぞれの新たな形の構築に、これからも努力をいたしていかねなければならないと、こういうふうに考えておるところでございます。この市民協働という考え方、また市民参加の手法、それぞれのお考えがあると思いますので、なかなか共通理解という部分につきましては難しい部分もあります。しかしながら、南丹市においてやるべきこと、またそういうことも共に語り合いながら、論議をしながら、市民の皆様方、行政ともに道筋をつけていくことが大切だというふうに考えております。基本的にはそのような形の基本となる。何度も申しますが、ルールづくりを定める条例案でございますので、十分にご審議を賜りますことをお願いを申し上げます。

次に、横田地区にございます企業における臭い、悪臭の問題につきましてのご質問をいただきました。

平成5年に操業をいただきまして、もちろん旧園部町との間で騒音、振動、悪臭の低減、水質基準の順守などにつきまして、平成4年の1月に公害防止協定書を締結いたしておるわけでございますけれども、操業後、周辺住民の皆様方から悪臭につきましての苦情が寄せられておりますし、その随時随時に指導や、また指導等を行ってきたところでございます。事業所におかれましても、溶剤やウエスの保管方法の改善。また、装置の更新や触媒の清掃などを行っていただいております。また、工場の稼働状況や、また気象条件によっても、広範囲に臭気が広がる場合も発生いたしております。現時点におきましても解決にいたっていないということでございます。悪臭の規制につきましては悪臭防止法がございまして、ご質問の中でもお話がございましたが、京都府におきましては、22種類の特定悪臭物質の濃度規制が行うこととされております。この中で、いずれも事業者より南丹市が行った測定では、規制基準を下回るような結果になっておりまして、法的な面で言えば改善勧告。改善命令ということは至らないという状況にあります。しかしながら、南丹保健所とも連携をしながら、当該企業に対しましてご指導や、またお願いをいたしておるところでございます。こういったところで一番問題になっておりますこの臭いの原因とも言われます揮発性有機物化合物、VOCといわれる、という略称でございますけれども、このために対応するために、企業のほうで本年3月に燃焼式の脱臭装置の触媒交換を行うと。これによって、有機溶剤が悪臭の原因となっていることから、この排出が抑制されれば、悪臭軽減の効果をもたらすであろうというふうなご説明も聞いておるわけでございますけれども、市としてもその効果について確

認をしなければなりませんし、この臭いというのを、先ほども申しましたように法的基準には至っておりませんが、実生活におきましては、大変苦情も多く寄せられておるとい現状がごじます。私どもも大変頭を痛めておるところでございますけれども、京都府、保健所とも連携をしながら、改善に向けての指導を十分にしていきたいというふうに思っております。また、今ご質問の中でございましたように、従業員の方の中には市民の方もいらっしゃいますし、また誘致企業として旧町の時代に誘致させていただいたという経緯はありますけれども、しかしながら、これが市民の生活に悪影響を与えたりとかいうことはあってはならないわけでございますし、やはり問題は問題として、きちっとした解決をともに指導するなりお願いしていく。こういうことは別の問題でございますので、この点についてはきちっとした対応をしていかなければならないと思っております。

それと、将来的にこの権限という問題におきまして、どのようなことになっていくのか、現在のところ不明確でございますけれども、ただ、市民の皆さん方が、やはり苦情を寄せられておるとい、そういったことに対しまして、どのように対処するのか。これはやはり市役所として、当然、その改善に向けての努力をするというのは、当然の職務でございます。市民生活を守る上で大切なことはその部分だといふふうに思っておりますので、苦情、ご意見等も十分お聞かせいただく中で、できる限りの対処をしていく。こういった姿勢で臨んでいきたいというふうに考えておるところでございます。大変この問題、長期間にわたりまして周辺住民の皆さん方からご意見や、また、苦情を聞いておるところでございますので、1日も早い解決に向けて努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。何とぞご協力や、またご理解を賜りますことをお願い申し上げます。

また、体育施設関係のことにつきましては、教育長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長

**○教育長（牧野 修君）** 森議員のご質問にお答えをいたします。

社会体育施設の指定管理者制度の導入につきましては、平成18年9月から八木体育施設、美山の長谷運動広場に公募除外で、平成21年3月末までNPO八木スポーツ協会並びに長谷区に指定管理委託をいたしておりました。平成21年4月の更新時点では、八木フィジカルセンターにつきましては、京都府が指定管理を公募されている口丹波勤労者福祉会館内で併設されている施設であることから、同施設の指定管理者であるNPO八木スポーツ協会に、また美山の長谷運動広場につきましては長谷区に、それぞれ公募除外で、3年契約で更新をいたしたところであります。その他につきましては、八木体育施設については平成22年度の指定管理者の公募を見据えて、1年間の契約更新を行ったほか、園部、日吉の施設についても、この1年で指定管理者の導入について検討

を進めてまいりました。平成22年度の指定管理者の公募につきましては、美山長谷運動広場は地元区に、公募除外で契約更新済みであります。また、園部の体育施設については陸上競技場等、学校体育での使用の現状があり、指定管理を見送り、八木体育施設と日吉体育施設の一部を指定管理者の一般公募を実施したところでございます。公募にあたりましては、八木町内体育施設と日吉町内体育施設をそれぞれ一括して募集することとして、指定管理者制度として求める施設の設置目的である、生涯スポーツ並びに地域スポーツ振興を図るための自主事業の開催と管理運営が的確に行われる実施計画書の内容を求めて、募集を行ったところでございます。いくつかの民間業者や市内団体からお問い合わせなどがありましたが、日吉町内体育施設は、選定する団体がありませんでした。また、八木町内の体育施設についての応募はNPO八木スポーツ協会のみのお応募であり、選定委員会での選考の結果、本議会で指定管理者の指定について上程の上、議案としていただいているものでございます。また、今回の一般公募にあたりまして、当該地域のスポーツチーム等からの要望や心配の声がいくつも寄せられたところでございます。その内容につきましては、これらは団体間の交流からの情報によるものでありますが、近隣市で民間の指定管理導入に伴って、競技団体やスポーツ少年団等の活動施設の利用が取り難くなり、郊外の施設に活路を求めている状況や、施設利用がしにくくなるかとの心配の声が主なものでございます。今後、このようなことも踏まえまして、指定管理の導入につきましては、施設の設置目的である生涯スポーツ並びに地域スポーツの振興を図るための施設であることを念頭に置きまして、今回、一般公募をした施設も含め、地域振興を重視した管理運営ができるよう、公募除外での指定管理者の導入や、あるいは直営で行うべきものの選択の見直しも含めて、検討をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

森為次議員。

**○議員（6番 森 為次君）** 市長並びに教育長から、答弁をいただきました。

まず、第1番目の市民協働でございます。今、市長からもありましたけれども、まず条例制定という、ありましたけれども、難しい問題ではないと思います。もう既に職員の方の中でも、地域活動という形ではないんですけども、サークルの中で真剣に取り組んでいただいて、その中から生まれる、この前の議会でも言いましたけれども、子育てなんかでの応援をしていただいております。こういうことも踏まえた中で、やはりこの条例が制定される前提として、やはり今の地域の現状も、もう一度見直していただきたい。今の地域の現状というのは、確かに旧町の中で組織的にやられておる地域もあります。しかし、この園部のように、前は区長会のブロック、その中で元村会、元町、各組織がありました。いずれも要望団体であったと思います。今回の、言えばお願いというか、職員の方に協力をいただきたいのは、やはり要望団体ではなく、地域の中で活動してもらおう協力員として入っていただきたい。先ほども、繰り返します

けれども、やはり意識よりも行動、その中でもう一度、地域から地域の力を出す活動を職員の方からも、やはり率先してやっていただきたいというのが、この条例に関しての成立までのこちらからの要望でございます。要望というかお願いでございます。歴史的な行事、そして基幹産業、各種団体、イベントによって地域の力は、今まで大きな力をもってまいりましたが、区長での順番制、そして先ほども言いましたけども、区民の中の皆さんの考え方の変化によって、やはり希薄的なものになりつつあります。その中で生まれてきたのが、今のNPO、ボランティア活動等々であると思います。あくまでも学校単位ぐらいで結構ですので、例えばNPO組織的なものが、その地域の中で生まれる努力はしていただきたいと思います。

次に、悪臭の問題について、2回目の質問をさせていただきます。

3月に事業所のほうで、脱臭式の改修ということでお聞きしましたけども、これをしたから臭いが少なくなるというのは、はっきり言って補償も何もありませんので、最終的な、やはり見守っていただいて、地域の住民が通常の生活ができるように監視をしていただきたいと思います。今、事業所の北側のアパートでは、就学前には転居をされていくのが現状であります。本当に耐えられないような現状であります。そのためにも、この3月の改修の見守りと、それから将来的な環境に対しての計画が、先ほどの答弁ではありませんでしたので、その考えをお聞きしたいと思います。

それから指定管理につきましてですけども、一応、今回、八木と日吉についての指定管理の公募でありました。今、南丹市になって、地域スポーツというのは旧町単位ではなく広域な形になっております。現状を踏まえていただいた中で、やはり地域スポーツ、少年スポーツ団、今は一つの旧町だけの範囲にとどまらず、広範囲、南丹市の中で活動しておりますので、その点の施設の現状、そして使用目的、大いに検討いただいて、これからの指定管理の公募に活かしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 森島次議員のご質問にお答えいたします。

市民協働の中で市役所職員、果たすべき役割等につきまして再質問をいただいております。

各種の今日までまちづくりにご尽力をいただいておりますそれぞれの区の、そしてその役員、そして、それぞれこう連合した形でのブロック、園部町におきましてはそういう形がとられてきておるわけでございますし、その地域社会の振興や、また行政との連携の中で、多大なるご貢献、ご尽力を果たしていただいております。現在でも大変大きな役割を果たしていただいておりますことに、感謝を申し上げる次第でございますけれども、また新たなる形の中で、今、NPOをはじめとする諸団体、こういった活動も芽生え、また実際に大きく活動をしていただいておりますという現状も出てまいりました。こういった、いわゆる社会状況、またこういった皆様方のご活動の変化にともないます対

応を私どもも市役所職員、しなければなりません。意識構造の改革よりもその行動であると今、議員もおっしゃいましたが、その行動を果たすためにも、まずは意識の改善を、改革を図っていかねばならないことも事実であろうと思っております。先ほどの答弁の中でも申しましたように、職員自身がこのことを十分に自覚する中で研鑽を積む、この必要も出てくると思います。様々な課題がこの中で生じるとは思いますけれども、まずはこういった方向性のまちづくりを進めていくことが、今の課題であるという認識の中での条例提案でございます。この条例制定することができましたら、この考えに沿いまして、それぞれ市役所内部におきましても、具体的な施策も講じていかねばならない、このように思っております。こういった現状の中での答弁になりますけれども、ご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

また、悪臭の問題、当然その3月に設置を、予定をされております装置の触媒の交換等を行うことによって、悪臭軽減の効果を期待しておるということでございます。その設置がされたあと、十分にその効果につきまして確認をしなければなりませんし、今日までと同様に、きちっとした濃度等の調査もしなければならぬと思っております。そしてまた、関係住民の皆様方の実際の状況、それぞれお住まいになっている方の状況もお聞きする中で、改善策について講じていかねばならないと思っております。ただいま計画の将来的な展望ということでございましたが、もちろん各種の規制等によりまして、こういう形の中で行われておるわけでございます。本件につきましては、とりわけその規制値に達していない部分での課題であるというふうに承知をいたしております。この部分について法的なもの、また条例的なもの、そういったことでどのような規制が加えられるのか、この辺は十分に検討しなければなりませんし、ただ、やはり市民の皆さん方が生活の中で支障をきたしたり、いわゆるこの事象につきまして嫌悪感を感じてらるというふうな精神的な部分、こういうようなことも軽視するわけにはいきません。こういった部分の中で、行政として取り得る部分はどのようなことがあるのか、こういうようなことも十分な検討をしなければなりません。ただ、市民の皆さん方のそういった状況の確認、これによつての改善の指導等できることはやっていかねばならない。現時点では、このような形の中での手法を講ずるということが、私どもの責務だというふうに考えております。当然、この企業のみならず、それぞれの企業が操業していただいておりますし、また、そのほか、いわゆる公害と言われる部分につきましては多種多様なものがあるわけでございますので、市民の皆さん方からの情報や苦情、こういうことも真摯に受け止めて、できる限り早期に、そして確実に改善できるような努力を、市としてもしていかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 森島次議員。

**○議員（6番 森 島次君）** それでは3回目、これは要望となるかもしれません。

今の市民協働、絶対に南丹市としてこれはつくりあげなければならぬと思っております。

で、先ほどもありましたけども、行動に移せるもの、行政がおりて地域と一緒にかかわれる分、皆さんと一緒にこれをつくりあげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、環境の面につきましてですけども、今もありませんけども見守っていただく。そして、調査管理をしていただく。そして将来、やはり環境、住民のための環境整備計画の策定が将来的にできますことをお願い申し上げまして、3回目の質問とさせていただきます。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、森為次議員の一般質問を終わります。

次に、2番、木戸徳吉議員の発言を許します。

木戸議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** 議席番号2番、木戸徳吉です。議長のお許しを得ましたので、通告に基づいて質問させていただきます。

最初に、福祉行政についてであります。

少子高齢化社会と頻繁に今日、言われるようになりました。周りから子どもたちの笑い声が消え、外で遊ぶ子を見ることが少なくなりました。それとともに家族構成も変わり、高齢者だけの世帯が増えております。社会の形態が大きく変わりました。地域、地区におきましても若い人たちが少なくなり、それとともに、地域役職のなり手が限られてくるようになりました。いつまでも区長をするとか、年をとってもしなくてはならないとか、人数が少ないため、何度か役を持たなければならない等であります。すべてのことがそのようになっております。そんな中で、体調が悪くなると、やむなく病院等にかからなければなりません。そのことによるご自身はもとより、家族のご負担は金銭に限らず、心身ともに大なるものがあります。ご本人は住み慣れた自宅で回復に努めたいと思っておられると思いますし、家族の方もできることなら自宅において、お世話をしあげたいと思っておられることでしょう。このような方たちを少しでも支援しよう、お手伝いしようという意味で、家族介護医療事業が創設されました。内容は条件等があり、それに合致された方に、年8万円の慰労金が支給されます。現時点の対象は11名とお聞きしました。あまりにも少ない人数です。国のほうでは政権交代が起こり、子ども手当が実施されます。2010年度は、お子さん一人に対して月額1万3,000円、年額15万6,000円。来年度は月額2万6,000円、年31万2,000円支給されます。所得制限なしと聞いております。何かおかしくありませんかというのは、率直な思いであります。そこから考えますと、介護をされている方に対して、もっと手を差し伸べてあげるべきではないでしょうか、お伺いいたします。

もう1点、後期高齢者医療制度についてであります。この制度、今の日本の医療制度を支える上で重要なものであると認識はしておりますが、関係者のご不満が強くあります。制度そのものは重要なので、理解を得る努力をもっとすべきであります。具体的にどのよ

うに使われているのか、わかりやすい方法で説明をしてあげるべきではないでしょうか。国の制度ですので、一地方自治体がどうこういう問題ではないと思いますが、運用等については意見をどんどんいうべきものと考えます。私の思いますのには、今の65歳以上の方々は昭和20年以前のお生まれです。いわゆる戦前の方々です。何らかの形で戦争の影響を受けたというのか、受けざるを得なかった方々であります。終戦、焼け野原に立ち、すべてのことがご破算になり、一からの出発でありました。その中をたくましくも立ち上がり、新しい日本を建設してこられました。高度経済成長を支え、今日の日本の発展を築いてくださり、政界でアメリカに次ぐ経済大国にさせていただいたのも事実であります。家族構成も大家族であり、舅、姑に仕え、たくさんの子どもを育ててこられました。私たちの今日の生活の基盤をつくってこられた方々であります。家族、家庭をも顧みず、会社に尽くし、がむしゃらに進んでおられました。退職を迎え、これからというときに、今日のような社会情勢であります。ご当人たちの心中を察すると、あまりあるものがあります。あまりにも厳しく非情な社会になっております。今日、私たちはこの方々が築いてこられた有形無形の財産を取り崩しているように思います。私たちは先人たちに対する恩というものをしっかり認識するとともに、感謝する必要があると思います。国も、府も、市町村も、制度的にもっともっと手厚くする必要があると考えます。それがせめてもの今日の日本の基礎を築いていただいた方々へのご恩返しになると思います。以上のことをお含みの上、市長のご所見をお伺いします。

次に、中学校の給食についてお伺いします。

日吉町の中学生のお子さんを持つご父兄から、給食の実施要望をたくさんお聞きしました。殿田小学校を改築されたとき、新しく給食の調理場も確保されたと聞いております。中学校の生徒の分も調理するのも可能とお聞きしました。中学生の生徒さんに給食を実施するについては、指導にあたっていただく先生のご苦勞、また配膳室、ランチルーム等の問題、休み時間等、いろいろ課題があると聞いております。給食をどうするのか検討中と聞いております。現時点での状況、見通し等についてお伺いします。

最後に、農林業についてお伺いします。

近年、農地の荒廃が大きな問題になっております。どの地域においても後継者不足による深刻な状態であります。維持が困難になっております。里山がなくなり、田も荒れ、集落の形態すら維持が難しくなっております。このような状況は、市長はどのようにお考えですか。このようにすれば少しは良くなるというものがあれば、お示してください。農地とともに山も荒れております。木材価格、価値が下がり、林業家の生産意欲を削いでおります。当然、手入れはだんだんされなくなり、荒廃が進むばかりであります。そこで今日考えられたのが、森の環境への貢献度であります。皆さんご存知のように、温暖化防止への森の果たしている役割の高さであります。森林の持つ水質改善、土砂の災害の防止等、公益的機能に対して税を徴収して、その機能維持のために使うというものです。平成15年4月、高知県を最初に全国に広がり、多くの都道府県で導入されてお

りますが、京都府では検討中と伺っております。そんな中、森維持のため、京都モデルフォレスト運動の取り組みが進められています。森の恵みを受けている府民みんなで京都の森を守り育てる運動です。南丹市も趣旨に賛同し、平成20年から美山町で3カ所、八木町で1カ所、計4カ所で実施されています。過日、美山において、魅力ある美山のまちづくりの会合が開催され佐々木市長も出席されておられました。その中でモデルフォレストの事業をされている責任者の方も、パネラーとして参加され、意見を交わしておられました。この方たちを支援するためにも、また森を守り育てるためにも京都府に環境税、水源税の創設を強く要望していただきたく、1日も早い成立を望むものですが、どうお考えでしょうか。

以上、1回目の質問を終了いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 木戸議員のご質問にお答えいたします。

家族介護慰労金の問題、また後期高齢者医療制度、まさに高齢化社会の中で、この高齢者の皆様方を取り巻くこの問題、大変大きなものがあるというふうに認識をいたしております。こういった中で議員おっしゃいましたように、本当に長年にわたり社会のためにご尽力を賜ってきた。こういった高齢者の皆様方が安心して、また、生きがいを持っていついつまでも元気に暮らしていただける。こういうような社会の構築っていうのは、行政を含めまして、私どもの年代、こういった者の責務であるとも認識をいたしておるところでございます。こういった中で、まず第1点目の家族介護慰労金制度でございますが、ご質問の中でおっしゃっていただきましたように、介護保険の要介護認定4、または5に認定された方、介護保険サービスを利用しながら、在宅で6カ月以上継続して介護されておられる市民税非課税世帯の方を対象にして、年8万円という形で支給させていただいております。現在、21年度1月現在ですので、今年の1月ですか、11名という数字、そのとおりでございます。このほか家族介護用品支給事業等、寝たきり老人、認知症老人等介護手当事業等も実施をいたしておるところでございます。今おっしゃるように、あまりにも人数が少ないんじゃないかというご意見、現、この状況におきましては、こういう形で実施をさせていただいておるわけでございますけれども、私自身このような形のことを総合的に考えていかなければならないと思っております。支給事業のみを拡充できるのか。また、そのほかの法とどういうふうなニーズがあるのか。先ほどらい論議にもなっております高齢者の方々の移動手段としてのバス等の運行、また福祉事業としての有償交通、こういった絡みの中でも、それぞれの高齢者の皆さん方がどういうふうなニーズを持っておられるのか。これを的確に対応する中で、この給付事業も含めて、検討を続けなければならないと思っております。今、行っております事業が完全なものというふうには思っておりません。先ほど申しましたような諸状況の中ではございますけれども、やはり安心して暮らしていただけるような施策、これを市

としてどうやっていったらいいのか。この部分については十分に検討をし、また市民の皆さん方のご意見をお伺いする中で、構築していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

とりわけ、次の質問でございました後期高齢者医療制度、これはもうご承知のように大論議になったところでございます。私がもう申し上げるまでもなく、議員をはじめ皆様方ご承知のとおりでございます。こういった中で、平成20年4月に施行されました後期高齢者の府におけるの連合という組織も構築する中で、発足当初、大変なお問い合わせがありましたし、大変厳しいこれに対する批判もございました。それぞれこの広域連合におきましても、また私ども市町村においても、それぞれの出前講座をさせていただいたり、電話や個別訪問、そういったあらゆる手段を講じることに、ご説明をさせていただいたところでございます。また、そういった中で、この軽減制度についての拡大、また年金からの特別徴収の選択が自由になるといったような制度改善もされたところがございます。当初は本当にご批判や、またお問い合わせも多数ございましたけれども、そういった中で、現在のところ、ほとんど問い合わせのないというふうな状況になっておるのが現状でございます。しかしながら、後期高齢者医療制度の廃止というのが、国政の選挙の際も大分言われました。私ども後期高齢者の医療連合を組織する市町村、ただ、私どもといたしましては、やっと安定してきた中で運営をさせていただいておると。廃止されるのは結構だと。しかし、何を思って廃止されるのかと。このことを明確にさせていただかないと、余計に混乱を生じる。こういった立場で、一方的な廃止だけを言っていたくじじゃなくて、それに変わる制度をどう構築してから、きっちりしてから、それは表明してほしいということを、広域連合としても表明をいたしておったところがございます。現在のところ老健制度に戻すということではなくて、現行制度を当面維持しながら、新制度を検討されるというふうな形になっておるようでございますけれども。いずれにいたしましても、先ほどご質問の中でもありましたように、制度当初は大変分かりにくいというご批判もたくさんあったわけでございます。なかなかこの制度の構築というのは、難しいというのは私自身も、その状況をお伺いする中で実感したところがございますけれども、現制度の中での改善点、また新たなる制度になるときには、やはり分かりやすくご理解のいただくような制度の構築、このことは十分に検証しながら、私どももものを申していかなければならないというふうに考えておるところでございます。大変この高齢者の皆さん方の問題、私ども南丹市におきましても高齢化比率、まさに毎年1ポイントずつ上がっていくような状況っていうことになってきますと、相当厳しい状況、また新たなる課題の発生、これから益々増えてくると思います。こういったことにどのように的確に対応していくか、市としての責務も大変大きなものがあるというふうに感じております。ご指導や、またご意見、お力添えを賜る中で対応をしていきたいというふうに考えております。

また、次の農林業の問題、この問題につきましても、本当にどのような方法があるの

かというご質問。大変口ごもるといような状況になってしまうと思います。まさに、まず荒廃農地の問題でございます。南丹市農業委員会の皆さん方とともに、市現地調査をした結果、南丹市内においては農用区域内におきまして農地の1.6%、39haの耕作放棄地が存在するというふうな現状でございます。今日まで中山間地域等直接支払い制度、また農地・水・環境保全向上対策などによりまして、発生防止の対策が行われてきたところでございます。また来年度、22年度からは農地法改正による取り組みや戸別所得補償制度の導入、このことによって、この耕作放棄地の防止の強化を図るといことで、それぞれ市町村や都道府県におきましても耕作放棄地地域協議会、これを立ち上げる中で、この事業化をしておるところでございますけれども、なかなか厳しい課題がございます。もちろん農産物の価格低下の問題、野生鳥獣害の問題、様々な状況があるわけでございますけれども、やはり農家の皆さん方、関係団体とも力を合わせながら、どのような対策が講じていけるのか。これがもう大変、先ほども申し上げましたように難しい問題でございますけれども、お力を借りながら努力をしていかなければならない課題であると認識しております。また、山のほうの問題、これも大変厳しゅうございます。私自身も実は、以前は京都府の森林審議会、また南丹、京丹波における林業振興会の役員もさせていただいております。今、全国森林環境税創設促進連盟の理事ということにもなっております。このいわゆる森林環境税、今、ご質問の中でもございましたが、長年にわたるそれぞれご提言、論議がありました。そういった中で、地方税として、森林環境税が都道府県税として課税されとる。これが31件あるといようなことなんでございますけれども、京都府におきましても検討はされておるといことで。これにつきましても、森林組合連合会等についてもこの要望をされておりますし、私どもも大切だと思っております。ただ、京都市等のほうではなかなか難しい条件もあるといようなことで、まだ制定には至ってないとい状況にあるわけでございますけれども、私自身は、実はこれは本当に都道府県段階の話でいいんだろうかと。これは国土を保全といことになれば、やっぱり国全体で考えていかなければいけない問題ではないかといふうな考えております。こういった中で、今、先ほど申しましたように、森林環境税の創設についての促進連盟、これにも加入して運動もやっておるところでございます。特に、この二つの大きな川の上流部にございます南丹市、水洗にする下水道、これを負担金まで出して導入し水の保全を行っておる。大変高齢化する中で、この森を守り田んぼを守っておる。このことの恩恵を、やっぱり下流の住民の皆さん方をはじめ、国民全部が享受されてるのではないかといこういった思いを大変強く持っております。先ほどご紹介のございましたモデルフォレスト運動、これもご紹介のありましたように、市内で4カ所、それぞれ地元の山林所有をされとる皆さん、そして地元の林業家、そして地域住民の皆さん方をあげて、お取り組みをいただく中で、企業や京都府のご支援、これによって人が山に入れるとい状況が取り戻したとい、一つのまさにモデルケースだといふうな思っております。こういったモデルケース、さらに広まることによっ

て、それぞれの地域、市内におけるそれぞれの地域の活性化も図られる。また、この運動が全国に広がることによって、森という大切さをご認識いただく。ひいてはこれが国土保全にはつながるといふふうな、大変長期間にわたる取り組みになってくると思います。しかしながら、私たちが祖先から頂戴してきたこの素晴らしい自然というよりも、この資源、この辺をきっちりと守っていかなければ、国の保全、国土の保全もないといふふうにご考えております。誠に難しい課題です。しかしながら、こういった視点に立って、私も努力をいたしていきたいといふふうにご考えております。また、まさにこの山の問題というのは大変大きな課題がございます。それぞれ野生鳥獣害の問題や環境の問題も含めまして多角的な面からも山に人が入れる、森林が守れる、こういった状況のために努力をしていきたいといふふうにご考えております。今後とものご指導やご協力を賜りますことをお願いいたしまして、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 木戸議員のご質問にお答えをいたします。

中学校給食の実施にかかわってでございますが、現在、殿田中学校においては弁当給食を実施しておりまして、学校給食を実施していない園部中学校、八木中学校も同様な実態でございます。そういう意味合いで、その弁当づくりを通しての親子の関係の絆を深めるといふような状況の当初の目的をご理解いただきまして、絶大なる保護者のご理解のもとで実施をし、中学校教育につきましては一定成果を上げながら、学校運営がされてるといふような状況について、心から感謝を申し上げるような状況でございます。そういう状況の中で、中学校給食を導入をした場合につきましては、今までも答弁してきた状況があるわけでありまして、現在の教育活動への影響といふような状況は、避けられないといふような状況がございます。とりわけ教育課程上の中でも、部活動の時間的な削減といふような状況やら、きめ細かい指導への圧迫、また学校秩序維持のための生徒指導体制の充実強化といふような状況等々が考えられるわけでありまして。こういうような取り組みにつきましては、いずれもそれぞれの学校で学校再建やら、学校の活性化を重視して取り組みを積み上げられてきて、今日に至っているような状況があって、そのことについての再見直しが必要だといふような状況がありまして、今日、ご指摘もいただくなり、あるいは要望の多い中でも慎重をきしてきた経緯がございます。そういうような状況の中で、確かな学力や生きる力を育むという本来的な学校教育の目的を達成することを第一義的に、今後、学校運営の観点からも、各中学校とも議論をしながら検討をしているところでございます。食や食育の重要性は十分認識しているところでございます。中学校給食の導入実施につきましても、これらの課題を踏まえて検討してまいりたいと、このように努めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

木戸徳吉議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** 先ほど、市長からご答弁ありましたことにつきまして、再度お聞きしたいことがございます。

いわゆる私が質問いたしました介護慰労金につきましては、大変厳しい条件があるということと、それをしておられる方々のご苦勞が大変あるということです。その中で行政がもう少し温かい手を差し伸べてあげてほしいということです。この市内において要介護の方、4の方が250名、5の方が190名おられることを聞きました。単純にこの方々、全員に年8万円の慰労金をお払いするとなりますと、介護4の方で2,000万円、5の方で1,520万円。両方合わせますと3,520万円。要介護5だけにしたしましても1,520万円という金額です。それをこの南丹市の200億円からの予算から算出するには難しい問題ではないと、私は思っております。すべて無条件でという意味ではございませんけれども、もう少し対象者を増やしてあげるような方策をお考えいただきたいと、このように思います。これは市長の政治的判断によると思いますけれども、ご英断を期待いたします。

あと、給食のことについてですけれども、殿田小学校に給食の施設、できる施設があるということと、今後それをどうするのかということ、この2点を、ご説明をお願いしたいと思います。なぜ決まらないうちにそういう施設ができたのかということ、それをお聞きしたいと思います。

あと、もう1点、環境税のことについてでございますけれども、過去のこの議会において、同僚議員のご質問に対して、市長はこのように述べておられます。「京都府に対してもそういった意見を申し上げたいふうに考えておるところでございます」と、そのようなことを相手に言われて、どのようにご返答を聞かれたか、お聞かせいただきたいとこのように思います。

以上で終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 木戸議員のご質問にお答えいたします。

家族介護慰労金の問題、今、おっしゃいますように、支給事業として本当に対象者が少ないというのは課題があるのではないかというご指摘、これは承知をいたしております。ただ、この介護保険制度の中での様々な施策、そういった中で、それに上積みする形での今、いわゆる直接給付を行っておるという現状があります。私は障害者の皆さん方に支援に対する問題、また子どもたちへの施策の問題、それぞれの事業の中で施策として行われておる、また国や府の政策、そして、市が取り得る独自施策。こういったことを総合して勘案しなければならないと思っております。もちろんその限られた財源でございます。こういった中で、いかに効果的な市民ニーズに合うような形の制度設計、またその支給事業にしましても、そういう形をどのようにとっていくのかというのは、

本当にそれぞれのご意見や、またお考え方もありますので、こういったことを一元的に考えて、全体的に考えていかないと、やはりこのことだけ取り出して、これぐらいは何とかできるやないかということは理解するんですけれども、ただ、やはり総合的に考える中で構築していく。このためには高齢者の皆さん方、また障がい者の皆さん方の福祉計画を構築する中で、それぞれの施策の充実に努めていく、このことが大切だというふうに考えております。大変この件につきましては、ご理解いただくことは難しいかも分かりませんが、私はそういうような方向で制度、また支給事業というのを考えていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、環境税の問題、これは私も先ほど申しましたような各種の役員をさせていただいておりましたし、そういう発言する機会もございました。京都府に対しましても、そのお話もさせていただいたこともございます。また、そういった中で、京都府におきましては先ほど申しました森デー、森林組合連合会の会長さんも、積極的にその辺はやるべきやというふうなことも同調いただきまして、お話をされたわけでございますけれども、ただ、現在の段階において、今の経済状況の中で、やっぱりこの新たなる課税というものにすぐに踏み切れるのは、もうちょっと検討しなければならないという発言がございました。また、こういった中で、私はその森林環境税、大体これ数百円単位での課税になっております。本当にこのような形だけでいいのか。もう一つは、このお金がどのように地域に、また森の保全のために使われるのか。こういうようなこともきっちりと検証しなければならないと思っております。と申しますのは、この頂戴した税金が地元の森林育成のための、いわゆる労賃やらにも使えるのか。そういう形によって地元に戻ってくることによって働ける場、これの構築できる。また、苗木にも使えるのか。そして、いわゆる返ってくる団体が市なのか。森林組合までおりてこれるのか。それぞれ地区の自治会まで、そういうような形の中で雇用ができるような受け皿となるのか。こういうようなところまで、やっぱりきちっとした検証をする中で、真にその地元に戻ってくるようなシステム構築をする。また、このことは京都府の場合、やはり先ほど申しました南丹市の場合、どちらの由良川、桂川、どちらも上流域でございますので、淀川の場合、しもまで行きますと、大阪までいくわけでございますので、全体として考えないと、やっぱり流域という観点をもっと強めないといけないんじゃないかと、私は思っております。それぞれ考え方あると思うんですけれども、まだ、そのあたりのことが全国レベルでも熟してないと言いますか、CO2削減25%、森林がその部分に占める割合というのが大きくなって、風としては、ちょっとフォローの風が吹いてきたというような時代になってますけれども、これがいかに真の森林保全の財源につながっていくのか。人が住める、人が山に入れる環境につながっていくのかというのは、今、大きな課題があるというふうに考えております。それぞれの森林所有者、また林業作業者の皆さん、そして今山や川を守っていただいております皆さん方のご意見、十分に踏まえながら、これから

も行動を続けていかなければならないと思っております。ご理解を賜りますようよろしく申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 日吉の給食共同調理場にかかわってでございますが、日吉町の場合につきましても、それぞれ自校方式で実施を、給食をしていたという状況がありまして、このことを共同調理場方式を実施をするという状況の中で、殿田小学校の校地内に、その施設をつくるというような状況がございます。そういう状況の中で、共同調理場が殿田小学校のところにございます。そういう状況の中で、食数にゆとり持った状況で出せるようにという状況で、これはどの共同調理場につきましてもそうですが、中学校において給食を実施しても、その食数ができるようにというような、状況のゆとりのある食数ができるような、そういう施設をつくった状況があります。そういう状況がこの共同調理場の設置をした状況であり、また食数にゆとりをもって調理ができるような状況にあるというような状況で、ご説明申し上げて、答弁とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 今後の利用についても、質問ありましたけれども。施設の活用。

**○教育長（牧野 修君）** 施設の活用というような状況ですが、やはり学校給食の充実というような状況は、これは施設の課せられた状況ではないかと。いわば子どもたちに、いわゆる地産地消の趣旨を活かしながらおいしい、そして子どもたちの栄養を満たすような状況というような状況は、これは調理場の課せられた状況ではないかなと、このように思います。そのこととあわせて、今、ご質問趣旨の中で、中学校の給食というような食数が出るにかかわらずというような状況であります。一定、さっきも申しましたように、中学校の給食の導入にかかわって、やはり学校の運営上の状況、あるいは、ある意味ではどのような教育をしていくのかというような、一つの再見直しというような状況が必要かと。そういうような状況とかみ合わせて考えていくべきだと、このように思っております。そういう意味で学校運営にかかわって、やはり学校とも十分協議をしながら保護者の意見が反映できるように、しかしながら、やはり学校教育の主体は子どもでありまして、子どもにどういう力をつけていくのかというような状況に支障があってはいけないと思っております。その辺のところ、もう少し時間がかかっておりますが、重ねて検討しながら、この活用につきましても、総合的な視点で進めてまいりたいとこのように思いますので、ご理解賜りますようによろしく願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

木戸徳吉議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** 再度、その給食についてお聞きしますけれども、そのする、せんは、利用、こちらの教育委員会でお決めになることと思っておりますので、今まで検討されたこと等を住民に情報公開していただいて、いわゆるご父兄のご理解を得られる努力はされるべきと思っておりますが、それはしていただく必要があると思っております。それにつ

いて、ご答弁をお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 中学校給食につきましては、いわゆる給食の責任実施が教育委員会というような状況でございます。そういう意味合いから見て、いわゆる内部的な検討というような状況で、実施をされているとこの視察もさせていただきながら、あるいはそういう現状での課題、問題点も聞かしていただきながらという状況で進めてきたような状況がございます。そういう意味合いから見て、今、保護者等の意見が多くあるというような状況ではございますが、その意見等に対しまして、もう少し学校等も通じまして具体的なものも聞かしていただきながら、我々は検討を進めていきたいと。その中でもう少し私たちの考え、あるいは学校運営上、あるいは教育の問題点等がお返しできるような状況についても、今後、検討してまいりたいとこのように思っております。そういう点でご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、木戸徳吉議員の一般質問を終わります。

-----  
**○議長（井尻 治君）** 本日は、この程度といたします。

明日、3月5日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

**午後2時37分散会**

---